

○麻布大学学則

〔昭和25年4月1日
制 定〕

改正	昭和26年3月31日	昭和31年4月1日	昭和46年4月1日	昭和50年9月30日
	昭和53年4月1日	昭和53年11月22日	昭和54年3月23日	昭和54年11月21日
	昭和56年1月12日	昭和56年11月18日	昭和57年6月25日	昭和58年6月25日
	昭和59年3月21日	昭和61年3月20日	昭和61年3月20日	昭和62年2月7日
	昭和62年6月3日	昭和62年6月24日	昭和62年12月23日	昭和63年3月15日
	平成元年1月25日	平成元年3月15日	平成元年7月10日	平成元年7月25日
	平成2年3月15日	平成2年9月21日	平成3年6月19日	平成3年10月23日
	平成4年3月12日	平成4年6月17日	平成5年2月26日	平成5年12月21日
	平成6年3月23日	平成7年2月22日	平成7年10月18日	平成9年5月21日
	平成9年7月23日	平成9年7月23日	平成10年1月28日	平成11年1月27日
	平成11年6月16日	平成11年10月22日	平成12年1月26日	平成12年6月21日
	平成12年7月19日	平成12年12月19日	平成15年1月28日	平成15年10月21日
	平成16年5月27日	平成16年10月25日	平成17年4月28日	平成17年5月26日
	平成17年12月21日	平成18年4月27日	平成18年7月28日	平成18年12月20日
	平成19年2月27日	平成19年4月25日	平成20年3月18日	平成20年4月22日
	平成20年5月29日	平成20年6月24日	平成23年6月28日	平成24年6月26日
	平成25年5月28日	平成26年3月18日	平成27年3月17日	令和5年2月28日
	令和5年3月22日			

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 麻布大学（以下「本学」という。）は獣医学、畜産学、獣医保健看護学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。

(自己点検等)

第2条 本学は前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価を行うための体制は別に定める。

3 本学は第1項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努める。

(情報の提供)

第2条の2 本学は、教育研究活動の状況について、積極的に情報を提供するものとする。

2 情報の提供の実施方法、情報提供項目については別に定める。

第2節 組織

(学部・学科)

第3条 本学に次の学部及び学科を置く。

獣医学部

獣医学科

獣医保健看護学科

動物応用科学科

生命・環境科学部

臨床検査技術学科

食品生命科学科

環境科学科

2 前項に規定する学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規則において定める。

(附属高等学校)

第3条の2 本学に附属高等学校を置く。

2 高等学校に関する学則は別に定める。

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則は別に定める。

(附置研究所)

第5条 本学に、生物科学総合研究所を附置する。

2 生物科学総合研究所に関する規則は別に定める。

(附属学術情報センター)

第6条 本学に附属学術情報センターを置く。

2 学術情報センターに関する規則は別に定める。

(附属動物管理センター)

第7条 本学に附属動物管理センターを置く。

2 動物管理センターに関する規則は別に定める。

(附属動物病院)

第8条 本学に附属教育研究施設として附属動物病院（家畜病院）を置く。

2 動物病院（家畜病院）に関する規則は別に定める。

(大学教育推進機構)

第8条の2 本学に大学教育推進機構（以下「機構」という。）を置く。

2 機構には、次の各号に掲げるセンターを置く。

(1) 教育推進センター

(2) 教育方法開発センター

(3) データサイエンスセンター

(4) 教学IRセンター

3 機構及び前項各号に掲げるセンターに関する規則は、別に定める。

(研究推進・支援本部)

第8条の3 本学に研究推進・支援本部を置く。

2 研究推進・支援本部に関する規則は、別に定める。

(地域連携センター)

第8条の4 本学に地域連携センターを置く。

2 地域連携センターに関する規則は、別に定める。

(博物館)

第8条の5 本学に、博物館を置く。

2 博物館の名称を「麻布大学いのちの博物館」とし、英文表記を「The Life Museum of Azabu University」及び、その略称を「LMAU」とする。

3 博物館に関する事項は、別に定める。

(事務組織)

第9条 本学に、事務局その他の事務組織を置く。

2 前項の事務組織に関する規則は別に定める。

(健康管理センター)

第9条の2 本学に、学生及び職員の健康管理に関する専門的業務を行うための施設として、健康管理センターを置く。

2 健康管理センターに関する規則は別に定める。

(野外教育拠点)

第9条の3 本学に、生命・環境科学部附属の野外教育拠点としてフィールドワークセンタ

一を置く。

2 前項に掲げるフィールドワークセンターは、本学の他の学部及び他の大学院研究科の利用に供することができるものとする。

3 フィールドワークセンターに関する事項は、別に定める。

(DEI推進センター)

第9条の4 本学に、ダイバーシティを推進するための本学にダイバーシティを推進するための業務を行う組織として、DEI推進センターを置く。

2 DEI推進センターに関する規則は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員)

第10条 本学に次の職員を置く。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員

(特任教員)

第10条の2 本学に特任教員を置くことができる。

2 特任教員に関する規則は、別に定める。

(客員教員)

第10条の3 本学に客員教員を置くことができる。

2 客員教員に関する規則は、別に定める。

(客員研究員)

第10条の4 本学に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員に関する規則は、別に定める。

(共同研究員)

第10条の5 本学に共同研究員を置くことができる。

2 共同研究員に関する規則は、別に定める。

(特別招聘教授)

第10条の6 本学に特別招聘教授を置くことができる。

2 特別招聘教授に関する規則は別に定める。

(特命教員)

第10条の7 本学に特命教員を置くことができる。

2 特命教員に関する規則は、別に定める。

(名誉教授・名誉学長)

第11条 本学に名誉教授・名誉学長を置くことができる。

2 名誉教授・名誉学長に関する規則は別に定める。

第4節 教育研究会議、部局長連絡会議及び教授会
(教育研究会議)

第12条 本学に教育研究会議を置く。

2 教育研究会議に関する事項は、別に定める。

(部局長連絡会議)

第12条の2 本学に部局長連絡会議を置く。

2 部局長連絡会議に関する事項は、別に定める。

(教授会)

第13条 学校教育法第93条第1項に基づき、本学各学部教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

2 学部教授会の構成員は、それぞれ学部所属する教授、准教授、講師及び助教とし、学部所属しない教授、准教授、講師及び助教は、学長の決定に基づき、いずれかの学部教授会の構成員とする。

3 学部教授会は、学校教育法第93条第2項に基づき、次の各号に掲げる事項について、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学部学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学士の学位の授与に関すること。

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの

4 学部教授会は、学校教育法第93条第3項に基づき、前項各号に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる次の各号に掲げる事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じて、意見を述べるができるものとする。

(1) 学部の教育課程の実施、単位の認定に係る試験の実施及び授業科目の履修に関すること。

(2) 学校法人麻布獣医学園人事規則に定める任用のうち、当該学部の大学教育職員の所属研究室の配置換えに関すること。

(3) その他学部長が必要と認めた事項

5 その他学部教授会に関する事項は、別に定める。

第5節 収容定員
(収容定員)

第14条 本学の各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

		入学定員	収容定員
獣医学部	獣医学科	120人	720人
	獣医保健看護学科	70人	280人
	動物応用科学科	120人	480人
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	80人	320人
	食品生命科学科	40人	160人
	環境科学科	60人	240人

第6節 学年及び休業日

(学年)

第15条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学期は各学部規則の定めるところによる。

(休業日)

第17条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (2) 学園創立記念日 9月10日
 - (3) 春期休業 3月25日から3月31日まで
 - (4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで
 - (5) 冬期休業 12月23日から翌年1月9日まで
- 2 前項各号に定める休業日は、学部の事情により、学長の承認を経て、変更することがある。
- 3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、第1項の規定にかかわらず、学長の承認を経て、休業日に授業を行うことがある。
- 4 非常変災その他緊急の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、学長の承認を経て、臨時に休業日を設けることがある。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第18条 学部の修業年限は、次のとおりとする。

		修業年限
獣医学部	獣医学科	6年

生命・環境科学部	獣医保健看護学科	4年
	動物応用科学科	4年
	臨床検査技術学科	4年
	食品生命科学科	4年
	環境科学科	4年

(在学年限)

第19条 学生は前条に定める修業年限の2倍を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第21条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で、文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者（昭和23年5月31日文部省告示第47号）
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第22条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに別に定める入学願書及び必要書類に、所定の検定料を添えて願出しなければならない。

(入学者の選考)

第23条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第24条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓書その他所定の書類を提出するとともに、所定の学納金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程及び授業科目)

第25条 本学の教育課程は、学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針（「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」）に基づき、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 授業科目は、各学部規則の定めるところによる。

(教育内容の改善のための組織的な研修等)

第25条の2 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

2 前項の組織的な研修及び研究の実施方法、実施体制等については別に定める。

(研修の機会等)

第25条の3 本学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第25条の2に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 前項の取組方法等については別に定める。

(単位の計算)

第26条 単位の計算は各学部規則の定めるところによる。

(授業の方法)

第26条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、インターネット等の多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した学生には所定の単位を与える。

2 前項の試験については、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価)

第28条 成績評価については、各学部規則の定めるところによる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第29条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、修得した単位は、教授会の意見を聴いて、60単位を限度として、学長が卒業の要件となる単位として認めることができる。

(他学部及び他学科における授業科目の履修等)

第29条の2 教育上有益と認めるときは、学生に本学の他学部及び他学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定に基づく授業科目の履修については、各学部規則の定めるところによる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部大臣が別に定める学修を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第29条第2項及び第29条の2第2項により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に在学していた大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、教授会の意見を聴いて、修得単位として学長が認めることができる。

3 前2項により与えることができる単位数は、編入学、転学部、転学科の場合を除き、第29条第2項、第29条の2第2項及び第30条第2項により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前項の転学部・転学科の場合については、第1項及び第2項の入学を転学部・転学科と第1項の大学又は短期大学を学部又は学科と読み替える。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

第32条 第26条の2第2項の授業の方法により与えることができる単位数は、第29条第2

項、第29条の2第2項、第30条第2項及び第31条第2項により修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(履修方法)

第33条 授業科目の履修方法は各学部規則の定めるところによる。

(教職課程)

第34条 本学に教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の所要資格を取得するための課程（以下「教職課程」という。）を置く。

2 本学において教員の免許状授与の所要資格を取得できる免許状の種類は、次のとおりとする。

獣医学部 獣医学科・動物応用科学科

農業：高等学校教諭一種免許状

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

生命・環境科学部 臨床検査技術学科・食品生命科学科

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

生命・環境科学部 環境科学科

理科：中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状

3 教職課程に関する規程は別に定める。

(大学院授業科目の早期履修)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する研究科長の承認に基づき、学生は、進学を希望する本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項に規定するもののほか、大学院授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

第4節 休学・復学・編入学・転学部・転学科・転学・留学・退学・再入学

(休学)

第35条 疾病その他特別の理由により、3か月以上修学することができない者は理由書及び疾病の場合は医師の診断書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

(休学期間)

第36条 前条第1項による休学期間は1年以内とする。ただし願い出により、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して第18条に定める修業年限を超えることができない。

3 休学期間は第19条の在学年限には算入しない。

(復学)

第37条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(編入学)

第38条 本学へ編入学を志願する者は、各学部規則によって選考の上、学長が入学を許可する。

2 前項の規定により入学を許可された者の修業年限及び在学年限は、各学部規則の定めるところによる。

3 第1項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱いについては、第31条の規定による。

(転学部及び転学科)

第39条 本学の学生で、他の学部又は学科へ移ることを願い出た者は、各学部規則によって選考の上、学長が許可することがある。

2 前項の規定により他へ移ることを許可された者の修業年限及び在学年限は、各学部規則の定めるところによる。

3 第1項の規定により他へ移ることを許可された者の本学において既に履修した授業科目及び単位数の取扱については、第31条の規定による。

(転学)

第40条 本学の学生で、転学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第41条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第18条に定める修業年限に含めることができる。

3 第29条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(願い出による退学)

第42条 退学しようとする者は、その理由を記載した書面を提出し、教授会の意見を聴いて、学長の許可を得なければならない。

(命令による退学)

第43条 次の各号の一に該当する者は教授会の意見を聴いて学長が退学を命ずる。

(1) 学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第19条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第36条第2項に定める休学期間を超えて、なお、修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
(再入学)

第44条 第42条により退学した者が再び同一学科に入学を志願したときは、当該教授会の意見を聴いて、相当年次に学長が再入学を許可することがある。

2 前項により再入学を許可された者の修業年限及び在学年限並びに既に履修した授業科目及び単位数の取扱いは各学部規則の定めるところによる。

第5節 卒業及び学位

(卒業)

第45条 本学に、第18条（修業年限）に定める年限（第38条第1項、第39条第1項並びに前条第1項により編入学、転学部・転学科、再入学した者については、それぞれ各学部規則に定められた修業年限）以上在学し、各学部所定の要件を満たした者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(学位)

第46条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。

獣医学部

獣医学科 学士（獣医学）

獣医保健看護学科 学士（獣医保健看護学）

動物応用科学科 学士（動物応用科学）

生命・環境科学部

臨床検査技術学科 学士（保健衛生学）

食品生命科学科 学士（保健衛生学）

環境科学科 学士（環境科学）

第6節 賞罰

(表彰)

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長が表彰することができる。

2 表彰に関する規則は別に定める。

(懲戒)

第48条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認めた者
 - (2) 学業をおこたり、成業の見込がないと認めた者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 前項の退学の扱いは第43条（命令による退学）に準じる。

第7節 研究生、研修生、研修獣医師、聴講生、科目等履修生、単位互換履修生
及び外国人留学生

（研究生）

第49条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、当該学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、学長が研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

- 3 研究生に関する規則は別に定める。

（研修生）

第49条の2 本学において、特定の専門事項について研修することを志願する者がいるときは、当該学部の教育研究に支障のない限り、選考の上、学長が研修生として入学を許可することがある。

- 2 研修生に関する規則は別に定める。

（研修獣医師）

第49条の3 本学附属動物病院（家畜病院）において獣医臨床技術の研鑽を目的として臨床研修することを志願する者がいるときは、当該病院の運営に支障のない限り、選考の上、学長が研修獣医師として入学を許可することがある。

- 2 研修獣医師に関する規則は別に定める。

（聴講生）

第50条 本学において、特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生に関する規則は別に定める。

（科目等履修生）

第51条 本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が科目等履修生として申し出の授業科目の履修を認めることがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規則は別に定める。

(単位互換履修生)

第51条の2 単位互換を協定している大学及び短期大学の学生で本学における授業科目の履修を希望する者があるときは、各学部の教育に支障のない限り、選考の上、学長が単位互換履修生として許可することがある。

2 単位互換履修生に対する単位の授与については第27条の規定を準用する。

3 単位互換履修生に関する規則は別に定める。

(外国人留学生)

第52条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、学長が外国人留学生として、入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に対しては、各学部で定める授業科目のほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

3 前項の各学部で定める授業科目の一部については、各学部規則によって免除することがある。

4 外国人留学生に関する規則は別に定める。

(準用)

第53条 第15条、第16条、第17条、第42条、第43条、第48条の規定は研究生、研修生、聴講生、科目等履修生及び外国人留学生にこれを準用する。

第54条 第18条、第19条、第25条から第28条まで、第35条から第37条まで第40条及び第44条から第47条までの規定は外国人留学生にこれを準用する。

第55条 第33条第1項から第3項まで、第39条及び第41条の規定は聴講生及び科目等履修生についてこれを適用しない。

第8節 学納金等

(検定料、学納金)

第56条 検定料及び学納金は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(授業料等の納付)

第57条 学納金のうち授業料及び2年次以降の施設設備費は年額の2分の1ずつ、次の2期に

分けて納付することができる。

区分	納期
前期	4月1日から4月20日まで
後期	9月1日から9月20日まで

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第58条 学年の途中で卒業する見込の者は、当該期分までの授業料及び施設設備費を納付するものとする。

(退学・停学の場合の授業料等)

第59条 前期又は後期の途中で退学した者の当該期分の授業料及び施設設備費は徴収する。

2 停学期間中の授業料及び施設設備費は徴収する。

(休学の場合の学納金等)

第60条 学期を通じて休学を許可され、又は命ぜられた者の学納金は免除し、当該学期分に相当する授業料の3分の1を在籍料として納入するものとする。

2 学期の途中で休学又は、復学したときは、その学期の学納金を納入しなければならない。

(授業料等の督促)

第61条 授業料及び施設設備費を、所定の期日までに納付しない者に対しては、督促する。

2 前項により督促を受けても、引続き納付しない者は授業を受けられない。また当該期分の単位認定をしない。

(授業料等の免除・徴収猶予)

第62条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業が優秀と認める場合、その他やむを得ない事情があると認めた場合は、授業料及び施設設備費の全部若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料及び施設設備費の免除又は徴収の猶予に関し、必要な事項は別に定める。

(大学等における修学の支援に関する法律に基づく入学金及び授業料の免除)

第62条の2 前条の規定にかかわらず、大学等における修学の支援に関する法律第8条に定める基準を満たす者から申し出があった場合は、入学金・授業料の全部若しくは一部を免除することがある。

2 前項に規定する免除に関する必要な事項は、別に定める。

(学納金の返還)

第63条 納付した検定料・入学金・施設設備費並びに当該期分の授業料は返還しない。ただし、入学を許可された者で入学を辞退し、所定の期日までに、所定の手続をとった場合には、入学手続時の学納金から入学金を控除したものを返還することがある。

第9節 雑則

(雑則)

第64条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は教授会の意見を聴いて学長が定める。

(改廃)

第65条 この学則の改廃は、教授会及び学長の意見を聴いて理事会が行う。

附 則

本学則は、昭和25年4月1日から施行する。

昭和26年3月31日改正

昭和31年4月1日改正

昭和46年4月1日改正

昭和50年9月30日改正

昭和53年4月1日改正

昭和53年11月22日改正

昭和54年3月23日改正

昭和54年11月21日改正

昭和55年4月1日施行

昭和56年1月12日改正

昭和56年11月18日改正

昭和57年4月1日施行

昭和57年6月25日改正

昭和58年6月25日改正

昭和59年3月21日改正

昭和59年4月1日施行

附 則

この規則は、昭和61年3月20日改正し、昭和61年4月1日から施行する。ただし、第10条の2及び第28条並びに第31条による獣医学部獣医学科の総合科目及び自然系の授業科目の履修については、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年2月7日に改正し、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年6月3日に改正し、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和62年6月24日に改正し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和62年12月23日に改正し、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和63年3月15日に改正し、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年1月25日に改正し、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年3月15日に改正し、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1 第32条の規定は、平成元年7月10日に改正し、平成元年4月1日から適用する。

2 (平成元年7月25日改正)

第14条の規定にかかわらず、平成2年4月1日から平成11年3月31日までの間、獣医学部環境畜産学科及び環境保健学部環境保健学科・衛生技術学科の入学定員は、次のとおりとし、平成2年4月1日から施行する。

		入学定員
獣医学部	環境畜産学科	80名
	環境保健学科	75名
環境保健学部	衛生技術学科	75名

3 第52条「別表2」(1)については、平成元年7月25日に改正し、平成元年4月1日から適用する。「別表2」(2)については平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年3月15日に改正し、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成2年9月21日に改正し、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成3年6月19日に改正し、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成3年10月23日に改正し、平成3年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成4年3月12日に改正し、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年6月17日に改正し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成5年2月26日に改正し、平成5年4月1日から施行する。
- 2 第26条、第27条及び第33条の規定にかかわらず、平成5年3月31日までに入学した者の授業科目、単位の計算及び履修方法については、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成5年12月21日に改正し、平成6年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成6年4月1日から平成11年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科の入学定員は次のとおりとする。

	年度	入学定員	収容定員
獣医学部 動物応用科学科	平成6年度	100名	100名
	平成7年度	100名	200名
	平成8年度	100名	300名
	平成9年度以降	100名	400名
	平成10年度まで		

- 3 第3条の規定にかかわらず、獣医学部環境畜産学科は、平成6年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この規則は、平成6年3月23日に改正し、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年2月22日に改正し、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成7年10月18日に改正し、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年5月21日に改正し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成9年7月23日に改正し、平成9年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成9年7月23日に改正し、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成10年4月1日から平成11年3月31日までの間、環境保健学部健康環境科学科の入学定員は次のとおりとする。

	年度	入学定員	収容定員
環境保健学部 健康環境科学科	平成10年度	75名	75名

- 3 第3条の規定にかかわらず、環境保健学部環境保健学科は、平成10年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この規則は、平成10年1月28日に改正し、平成9年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年1月27日に改正し、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科、環境保健学部健康環境科学科並びに環境保健学部衛生技術学科の入学定員は次のとおりとする。

	入学定員
獣医学部 動物応用科学科	100名
環境保健学部 健康環境科学科	75名
環境保健学部 衛生技術学科	75名

附 則

この規則は、平成11年1月27日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年6月16日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成11年10月22日に改正し、平成12年4月1日から施行する。
- 2 第14条の規定にかかわらず、平成12年4月1日から平成16年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科、環境保健学部健康環境科学科並びに環境保健学部衛生技術学科の入学定員は次のとおりとする。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
	入学定員	入学定員	入学定員	入学定員	入学定員
動物応用科学科	98人	96人	94人	92人	90人
健康環境科学科	74人	73人	72人	71人	70人
衛生技術学科	74人	73人	72人	71人	70人

附 則

この規則は、平成12年1月26日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年6月12日に改正し、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年7月19日に改正し、平成12年7月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年12月19日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月28日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月21日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年5月27日に改正し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年10月26日に改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月28日に改正し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成17年5月26日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年12月21日に改正し、平成17年12月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月27日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年7月28日（文部科学大臣の認可の日）に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年12月20日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成19年2月27日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項に定める獣医学部動物応用科学科の各コースに係る規定並びに第

8条の2及び第12条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

- 2 第3条の規定にかかわらず、従前の環境保健学部の健康環境科学科、衛生技術学科及び環境政策学科は、平成20年3月31日に当該学科に在学する者が、当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとする。

附 則

この学則は、平成19年4月25日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年3月18日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月22日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年5月29日に改正し、同日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年6月24日に改正し、同日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成23年6月28日に改正し、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則施行の際、改正前の学則第34条に定める学芸員課程は、平成24年3月31日に当該課程に在学する者が、当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成24年6月26日に改正し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成25年5月28日に改正し、平成26年4月1日から施行する。ただし、第56条別表第2―2は、平成25年5月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 第14条の規定にかかわらず、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、生命・環境科学部の収容定員は次のとおりとする。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
生命・環境科学部 臨床検査技術学科	305人	305人	310人
食品生命科学科	305人	305人	310人

環境科学科 392人 364人 340人

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成26年3月18日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項の規定にかかわらず、従前の食品生命科学科及び環境科学科に置く各コースは、平成27年3月31日までに入学した者及び平成29年3月31日までに編入学した者が、当該コースに在学しなくなるまでの間存続するものとする。
- 3 第33条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、生命・環境科学部環境科学科における教育職員免許法に基づく教員の免許状授与の所要資格を取得するために置く教職課程は、環境と社会コースが存続するまでの間、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第35条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに入学した者及び平成28年3月31日までに入学した編入学者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年8月26日に改正し、平成27年9月12日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年3月22日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、文部科学大臣の認可の日（平成28年6月30日）に改正し、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第14条の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、獣医学部動物応用科学科の収容定員は次のとおりとする。

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
獣医学部	動物応用科学科	490人	500人	510人

附 則

この学則は、平成29年1月31日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年3月21日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年5月30日に改正し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年1月30日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年11月27日に改正し、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、平成31年3月31日までに入学した者及び令和2年3月31日までに動物応用科学科の2年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成31年2月26日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和2年2月27日に改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第45条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに獣医学部獣医学科1年次に転学部又は転学科した者を除く令和2年3月31日までに入学した者並びに令和3年3月31日までに編入学した者及び動物応用科学科2年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和2年3月23日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和2年5月26日に改正し、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第12条の規定 令和2年7月1日
- (2) 第17条、第25条、第26条の2、第32条から第34条までの規定 令和2年4月1日
- (3) 第57条から第63条まで及び別表第1、別表第2—1から別表第2—4までの規定 令和3年4月1日

附 則

この学則は、令和3年1月26日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年7月27日に改正し、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年9月28日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年11月30日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和4年5月31日に改正し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、令和4年11月29日に改正し、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年2月28日に改正し、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和5年3月22日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第56条関係）

検定料

入学検定料は、下表に定める金額とする。ただし、一般入学試験の第Ⅱ期に係る申込を第Ⅰ期と別に申込した時の検定料は、下表にかかわらず35,000円とする。

（単位 円）

試験区分	検定料等	
	受験日数	検定料
一般入学試験	1日	35,000
	2日	45,000
	3日	55,000
	4日	65,000
	5日	75,000
大学入学共通テスト利用入学試験	出願数	検定料
	1出願	15,000
	2出願	25,000
	3出願	35,000
	4出願	45,000
	5出願	55,000
総合型選抜入学試験	35,000	

推薦等入学試験	35,000
編入学試験	35,000

(注)

一般入学試験及び大学入学共通テスト利用入学試験において、6出願以上同時に出願する場合は、同様に10,000円ずつ追加する。

別表第2—1（第56条関係）

令和6(2024)年度以降入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科			年次	1年次		2年次以降	
				前期	後期	前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		125,000	325,000	225,000	225,000
		授業料		900,000	900,000	925,000	925,000
		合計		1,275,000	1,225,000	1,150,000	1,150,000
	獣医保健看護学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		50,000	250,000	150,000	150,000
		授業料		525,000	525,000	650,000	650,000
		合計		825,000	775,000	800,000	800,000
	動物応用科学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		50,000	250,000	150,000	150,000
		授業料		600,000	600,000	625,000	625,000
		合計		900,000	850,000	775,000	775,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		50,000	250,000	150,000	150,000
		授業料		600,000	600,000	625,000	625,000
		合計		900,000	850,000	775,000	775,000
	食品生命科学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		50,000	250,000	125,000	125,000
		授業料		600,000	600,000	600,000	600,000
		合計		900,000	850,000	725,000	725,000
	環境科学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		50,000	250,000	125,000	125,000

	授業料	600,000	600,000	600,000	600,000
	合計	900,000	850,000	725,000	725,000

(注)

- 1 この表は、令和6(2024)年度以降の入学者及び令和7(2025)年度以降の編入学者に適用する。
- 2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、附属高等学校特別入学試験に合格して入学した場合の入学金にあつては全額免除し、生命・環境科学部卒業生子女等特別入学試験に合格して入学した場合の入学金にあつては半額免除する。
- 3 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。
- 4 1年次に在籍する者のうち、2年目以降の施設設備費は、この上の表にかかわらず、以下の表に定める金額を適用する。

(単位 円)

学部・学科\年次		1年次	
		前期	後期
1年次に在籍する者のうち、2年目以降の施設設備費			
獣医学部	獣医学科	225,000	225,000
	獣医保健看護学科	150,000	150,000
	動物応用科学科		
生命・環境科学部	臨床検査技術学科		
	食品生命科学科		
	環境科学科		

別表第2—2 (第56条関係)

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度以降入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科\年次			1年次		2年次以降	
			前期	後期	前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	125,000	325,000	225,000	225,000
		授業料	900,000	900,000	925,000	925,000
		合計	1,275,000	1,225,000	1,150,000	1,150,000
	動物応用科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	50,000	250,000	150,000	150,000

		授業料	600,000	600,000	625,000	625,000
		合計	900,000	850,000	775,000	775,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	50,000	250,000	150,000	150,000
		授業料	600,000	600,000	625,000	625,000
		合計	900,000	850,000	775,000	775,000
	食品生命科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	50,000	250,000	125,000	125,000
		授業料	600,000	600,000	600,000	600,000
		合計	900,000	850,000	725,000	725,000
	環境科学科	入学金	250,000	—	—	—
		施設設備費	50,000	250,000	125,000	125,000
		授業料	600,000	600,000	600,000	600,000
		合計	900,000	850,000	725,000	725,000

(注)

- この表は、令和3(2021)年度以降の入学者及び令和4(2022)年度以降の編入学者に適用する。
- 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、附属高等学校特別入学試験に合格して入学した場合の入学金にあつては全額免除し、生命・環境科学部卒業生子女等特別入学試験に合格して入学した場合の入学金にあつては半額免除する。
- 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。
- 1年次に在籍する者のうち、2年目以降の施設設備費は、この上の表にかかわらず、以下の表に定める金額を適用する。

(単位 円)

学部・学科\年次		1年次	
1年次に在籍する者のうち、2年目以降の施設設備費		前期	後期
獣医学部	獣医学科	225,000	225,000
	動物応用科学科	150,000	150,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科		
	食品生命科学科		
	環境科学科		

別表第2—3（第56条関係）

平成29(2017)年度から令和2(2020)年度入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科			年次	1年次		2年次以降	
				前期	後期	前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		225,000	225,000	225,000	225,000
		授業料		900,000	900,000	925,000	925,000
		合計		1,375,000	1,125,000	1,150,000	1,150,000
	動物応用科学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		150,000	150,000	150,000	150,000
		授業料		600,000	600,000	625,000	625,000
		合計		1,000,000	750,000	775,000	775,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		150,000	150,000	150,000	150,000
		授業料		600,000	600,000	625,000	625,000
		合計		1,000,000	750,000	775,000	775,000
	食品生命科学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		150,000	150,000	125,000	125,000
		授業料		600,000	600,000	600,000	600,000
		合計		1,000,000	750,000	725,000	725,000
	環境科学科	入学金		250,000	—	—	—
		施設設備費		150,000	150,000	125,000	125,000
		授業料		600,000	600,000	600,000	600,000
		合計		1,000,000	750,000	725,000	725,000

(注)

- この表は、平成29(2017)年度から令和2(2020)年度の入学者及び平成30(2018)年度から令和3(2021)年度の編入学者に適用する。
- 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、附属高等学校特別入学試験に合格して入学した場合の入学金は、免除とする。
- 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。

別表第2—4（第56条関係）

平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科			年次	2年次以降	
				前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金		—	—
		施設設備費		200,000	200,000
		授業料		890,000	890,000
		合計		1,090,000	1,090,000
	動物応用科学科	入学金		—	—
		施設設備費		100,000	100,000
		授業料		590,000	590,000
		合計		690,000	690,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	入学金		—	—
		施設設備費		100,000	100,000
		授業料		590,000	590,000
		合計		690,000	690,000
	食品生命科学科	入学金		—	—
		施設設備費		100,000	100,000
		授業料		590,000	590,000
		合計		690,000	690,000
	環境科学科	入学金		—	—
		施設設備費		100,000	100,000
		授業料		590,000	590,000
		合計		690,000	690,000

(注)

この表は平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度の入学者並びに平成28(2016)年度及び平成29(2017)年度の編入学者に適用する。

別表第2—5（第56条関係）

平成22(2010)年度から平成26(2014)年度入学に係る学納金

(単位 円)

学部・学科・コース			年次	2年次以降	
				前期	後期
獣医学部	獣医学科	入学金		—	—
		施設設備費		200,000	200,000
		授業料		890,000	890,000
		合計		1,090,000	1,090,000
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	入学金		—	—
		施設設備費		100,000	100,000
		授業料		590,000	590,000
		合計		690,000	690,000

(注)

この表は、平成20(2008)年度から平成26(2014)年度の入学者及び平成21(2009)年度から平成27(2015)年度の編入学者に適用する。

麻布大学学則の新旧比較対照表

新	旧
第1章 総則 第1節 目的 (目的) 第1条 麻布大学（以下「本学」という。）は獣医学、畜産学、<u>獣医保健看護学</u>、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。 第2条～第2条の2 (略) 第2節 組織 (学部・学科) 第3条 本学に次の学部及び学科を置く。 獣医学部 獣医学科 <u>獣医保健看護学科</u> 動物応用科学科 生命・環境科学部 臨床検査技術学科 食品生命科学科 環境科学科 2 前項に規定する学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規則において定める。	第1章 総則 第1節 目的 (目的) 第1条 麻布大学（以下「本学」という。）は獣医学、畜産学、動物応用科学、生命科学及び環境科学に関する専門の学術を教授研究し、その応用能力の展開をはかるとともに、人格の完成につとめ、進んで学術の進歩と人類の生活向上に寄与し、平和社会の建設に貢献することを目的とする。 第2条～第2条の2 (略) 第2節 組織 (学部・学科) 第3条 本学に次の学部及び学科を置く。 獣医学部 獣医学科 (追加) 動物応用科学科 生命・環境科学部 臨床検査技術学科 食品生命科学科 環境科学科 2 前項に規定する学部及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的については、各学部規則において定める。

新				旧			
第3条の2～第13条 (略)				第3条の2～第13条 (略)			
第5節 収容定員 (収容定員)				第5節 収容定員 (収容定員)			
第14条 本学の各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。				第14条 本学の各学部学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。			
		入学定員	収容定員			入学定員	収容定員
獣医学部	獣医学科	120人	720人	獣医学部	獣医学科	120人	720人
	<u>獣医保健看護学科</u>	<u>70人</u>	<u>280人</u>		(追加)	(追加)	(追加)
	動物応用科学科	<u>120人</u>	<u>480人</u>		動物応用科学科	<u>130人</u>	<u>520人</u>
生命・環境科学部	臨床検査技術学科	80人	320人	生命・環境科学部	臨床検査技術学科	80人	320人
	食品生命科学科	<u>40人</u>	<u>160人</u>		食品生命科学科	<u>80人</u>	<u>320人</u>
	環境科学科	<u>60人</u>	<u>240人</u>		環境科学科	<u>80人</u>	<u>320人</u>
第15条～第17条 (略)				第15条～第17条 (略)			
第2章 学部通則				第2章 学部通則			
第1節 修業年限及び在学年限 (修業年限)				第1節 修業年限及び在学年限 (修業年限)			
第18条 学部の修業年限は、次のとおりとする。				第18条 学部の修業年限は、次のとおりとする。			
			修業年限				修業年限
獣医学部	獣医学科		6年	獣医学部	獣医学科		6年
	<u>獣医保健看護学科</u>		<u>4年</u>		(追加)		(追加)
	動物応用科学科		4年		動物応用科学科		4年
生命・環境科学部	臨床検査技術学科		4年	生命・環境科学部	臨床検査技術学科		4年

新	旧
食品生命科学科 4年 環境科学科 4年 第19条～第24条 (略) 第3節 教育課程及び履修方法等 (教育課程及び授業科目) 第25条 本学の教育課程は、<u>学校教育法施行規則第165条の2第1項第1号及び第2号の規定により定める方針（「卒業の認定に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」）に基づき、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する。</u> 2 授業科目は、各学部規則の定めるところによる。 第25条の2～第44条 (略) 第5節 卒業及び学位 (卒業) 第45条 本学に、第18条（修業年限）に定める年限（第38条第1項、第39条第1項並びに前条第1項により編入学、転学部・転学科、再入学した者については、それぞれ各学部規則に定められた修業年限）以上在学し、各学部所定の要件を満たした者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。	食品生命科学科 4年 環境科学科 4年 第19条～第24条 (略) 第3節 教育課程及び履修方法等 (教育課程及び授業科目) 第25条 本学の教育課程は、<u>大学設置基準に基づき教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成する。</u> 2 授業科目は、各学部規則の定めるところによる。 第25条の2～第44条 (略) 第5節 卒業及び学位 (卒業) 第45条 本学に、第18条（修業年限）に定める年限（第38条第1項、第39条第1項並びに前条第1項により編入学、転学部・転学科、再入学した者については、それぞれ各学部規則に定められた修業年限）以上在学し、各学部所定の要件を満たした者については、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

新	旧
(学位) 第46条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。 獣医学部 獣医学科 学士（獣医学） <u>獣医保健看護学科 学士（獣医保健看護学）</u> 動物応用科学科 学士（動物応用科学） 生命・環境科学部 臨床検査技術学科 学士（保健衛生学） 食品生命科学科 学士（保健衛生学） 環境科学科 学士（環境科学） 第47条～第65条 (略) <u>附 則</u> <u>この学則は、令和5年2月28日に改正し、令和6年4月1日から施行する。</u>	(学位) 第46条 卒業した者には、次の区分に従い、学士の学位を授与する。 獣医学部 獣医学科 学士（獣医学） (追加) 動物応用科学科 学士（動物応用科学） 生命・環境科学部 臨床検査技術学科 学士（保健衛生学） 食品生命科学科 学士（保健衛生学） 環境科学科 学士（環境科学） 第47条～第65条 (略) (追加)

新							旧						
別表第1（第56条関係）（略）							別表第1（第56条関係）（略） （追加）						
<u>別表第2—1（第56条関係）</u>													
<u>令和6(2024)年度以降入学に係る学納金</u>													
							(単位 円)						
学部・学科			年次	1年次		2年次以降							
			前期	後期	前期	後期							
獣医 学部	獣医学科	入学金	250、000	—	—	—							
		施設設備費	125、000	325、000	225、000	225、000							
		授業料	900、000	900、000	925、000	925、000							
		合計	1、275、000	1、225、000	1、150、000	1、150、000							
	獣医保健看護学科	入学金	250、000	—	—	—							
		施設設備費	50、000	250、000	150、000	150、000							
		授業料	525、000	525、000	650、000	650、000							
		合計	825、000	775、000	800、000	800、000							
	動物応用科学科	入学金	250、000	—	—	—							
		施設設備費	50、000	250、000	150、000	150、000							
		授業料	600、000	600、000	625、000	625、000							
		合計	900、000	850、000	775、000	775、000							
生命・環境	臨床検査技術学科	入学金	250、000	—	—	—							
		施設設備費	50、000	250、000	150、000	150、000							
		授業料	600、000	600、000	625、000	625、000							

新							旧	
科学部	生命科学科	合計	900、000	850、000	775、000	775、000		
		食品生命科学科	入学金	250、000	—	—		—
			施設設備費	50、000	250、000	125、000		125、000
			授業料	600、000	600、000	600、000		600、000
			合計	900、000	850、000	725、000		725、000
	環境科学科	入学金	250、000	—	—	—		
		施設設備費	50、000	250、000	125、000	125、000		
		授業料	600、000	600、000	600、000	600、000		
		合計	900、000	850、000	725、000	725、000		

(注)

1 この表は、令和6(2024)年度以降の入学者及び令和7(2023)年度以降の編入学者に適用する。

2 入学金は、入学年度のみ適用する。ただし、附属高等学校特別入学試験に合格して入学した場合の入学金にあっては全額免除し、生命・環境科学部卒業生子女等特別入学試験に合格して入学した場合の入学金にあっては半額免除する。

3 編入学者の初年度の学納金については、「2年次以降」の金額に入学金を加えた金額を適用する。

4 1年次に在籍する者のうち、2年目以降の施設設備費は、この上の表にかかわらず、以下の表に定める金額を適用する。

新				旧			
(単位 円)							
学部・学科\年次 1年次に在籍する者のうち、 2年目以降の施設設備費		1年次					
		前期	後期				
獣医学部	獣医学科	225、000	225、000				
	獣医保健看護学科	150、000	150、000				
	動物応用科学科						
生命・環境科学部	臨床検査技術学科						
	食品生命科学科						
	環境科学科						
別表第2—2 (第56条関係) 令和3(2021)年度から令和5(2023)年度入学に係る学納金 (略)				別表第2—1 (第56条関係) 令和3(2021)年度以降入学に係る学納金 (略)			
別表第2—3 (第56条関係) 平成29(2017)年度から令和2(2020)年度入学に係る学納金 (略)				別表第2—2 (第56条関係) 平成29(2017)年度から令和2(2020)年度入学に係る学納金 (略)			
別表第2—4 (第56条関係) 平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度入学に係る学納金 (略)				別表第2—3 (第56条関係) 平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度入学に係る学納金 (略)			
別表第2—5 (第56条関係) 平成22(2010)年度から平成26(2014)年度入学に係る学納金 (略)				別表第2—4 (第56条関係) 平成22(2010)年度から平成26(2014)年度入学に係る学納金 (略)			

○麻布大学獣医学部規則

〔平成5年4月1日〕
〔制 定〕

改正	平成6年3月7日	平成7年3月15日
	平成7年10月18日	平成9年3月3日
	平成10年2月16日	平成11年1月14日
	平成11年5月26日	平成11年7月21日
	平成12年3月15日	平成12年10月18日
	平成15年1月22日	平成17年1月19日
	平成17年4月20日	平成17年5月18日
	平成17年12月21日	平成18年4月19日
	平成18年12月20日	平成19年1月17日
	平成19年2月21日	平成19年10月17日
	平成20年3月5日	平成21年1月21日
	平成22年11月17日	平成23年3月9日
	平成23年7月20日	平成23年11月16日
	平成24年2月22日	平成24年12月19日
	平成25年2月20日	平成25年10月16日
	平成26年2月19日	平成26年5月21日
	平成26年6月18日	平成27年3月4日
	平成27年3月17日	平成28年6月21日
	平成29年3月14日	平成30年1月23日
	平成30年3月15日	平成30年12月10日
	令和2年3月6日	令和2年6月8日
	令和4年2月18日	令和5年2月28日
	令和5年3月22日	

(趣旨)

第1条 この規則は、学則で「学部で定める」とされている事項及び学部が必要と認めた事項について規定する。

(学部及び学科の目的)

第1条の2 学則第3条第3項に基づき、本学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

(1) 獣医学部の理念・目的

獣医学部は、幅広い獣医学、獣医保健看護学及び動物応用科学教育を行い、生命と福祉に関わる科学者としての責任感に基づいて、社会的使命を正しく遂行し得る獣医師、愛玩動物看護師及び動物応用科学の専門家を育成するとの理念に基づき、社会より与えられた責任に対して応えられ、かつ、国際的視野を持つことができる人材を養成することを目的とする。

(2) 獣医学科の目的

獣医学科は、獣医師としての科学的思考力と応用能力を展開させ、生命と福祉に関わる科学者としての社会的使命を遂行できる能力及び動物の生理や病態、疾病の処置とその予防並びにヒトと動物の感染症、動物性食品衛生及び環境衛生に関する科学的知識と技術を併せ持つ人材を養成することを目的とする。

(3) 獣医保健看護学科の目的

獣医保健看護学科は、愛玩動物看護師として、獣医療、動物愛護及び適正飼養など、ヒトと動物の健康と福祉、QOL (Quality of Life) の向上にかかわる分野の科学的根拠に基づいた貢献ができ、さらにヒトと動物の生命と福祉及び未来の共生社会に対して社会的使命を遂行できる能力を持つ人材を養成することを目的とする。

(4) 動物応用科学科の目的

動物応用科学科は、動物に関わる生命科学を基盤として、人と動物のより良き関係を学び、人と動物の共生を目指して、遺伝子レベルから生態系レベルに至る動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し、人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 獣医学部は、学則第2条第1項に基づき、学部の教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。

2 前項の点検及び評価を行うための体制は別に定める。

(学期)

第3条 学則第16条に基づき、1学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学期の期間は、学部の事情により、教授会の意見を聴いて学長が変更することができる。

第4条 (削除)

(授業科目の区分)

第5条 学則第25条に基づき、授業科目は、獣医学科にあつては、基礎教育科目と専門科目に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に、獣医保健看護学科にあつては、基礎教育系科目、専門共通系科目に区分し、さらに必修科目、選択科目及び自由科目に、動物応用科学科にあつては、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

(授業科目及び単位数)

第6条 授業科目、年次別・学期別配置及び単位数は別表第1、及び別表第2及び別表第3に定める。

2 前項は教授会の意見を聴いて学長が行う。

(単位の計算)

第7条 学則第26条に基づく授業科目の単位は、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習・ゼミについては、30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験・実習については、45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 講義と演習を併用する授業については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育効果を考慮して、必要あるときは15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文については、その学修の成果を評価して、所定の単位を授与する。

(履修方法)

第8条 学則第32条に基づき、学生は配当された学年又は学期に必修科目を履修しなければならない。

2 選択科目及び選択必修科目については、次のように履修する。

(1) 獣医学科

基礎教育科目から29単位以上、ただし第6条第1項の別表第1に示した英語から2単位、第二外国語から4単位を含む。

また、専門選択科目から5単位以上を履修するものとする。

(2) 獣医保健看護学科

基礎教育系科目で、必修科目16単位を修得する。

専門共通系科目で、必修科目96単位を修得する。

基礎教育系科目及び専門共通系科目で、選択科目から12単位以上（ただし探求・研究科目から2単位以上）を修得する。

(3) 動物応用科学科

基礎教育系科目群：選択科目を12単位以上、選択必修科目を外国語A科目から6単位以上。

専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群：選択科目を21単位以上、ただし、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群の選択科目より、それぞれの系の科目群ごとに講義4単位、実習演習1単位以上（ただし、選択の実習演習科目から合計5単位以上）。

- 3 在籍年次より上級に配当された授業科目は履修することができない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号に定める獣医学科の授業科目を履修できる者は、第14条の2に定める獣医学共用試験（以下「共用試験」という。）に合格した者とする。

- (1) 小動物臨床実習
- (2) 産業動物臨床実習
- (3) 小動物病院実習
- (4) 産業動物アドバンス実習

（他学部及び他学科における授業科目の履修）

第9条 学則第29条の2に基づき、学生は、本学の他学部及び他学科の授業科目を選択科目として履修することができる。

- 2 履修できる授業科目は、講義科目のみとし、4単位を超えないものとする。
- 3 前項における科目履修には当該授業科目担当者の承認を得なければならない。

（他大学等における授業科目の履修）

第10条 学則第29条、第30条に基づき、協議した大学又は短期大学等で履修した単位は、教授会の意見を聴いて、獣医学科にあつては、基礎教育科目の選択科目において10単位以内、専門科目の選択科目において6単位以内、獣医保健看護学科にあつては、基礎教育系科目の選択科目において10単位以内、専門共通系科目の選択科目において6単位以内、動物応用科学科にあつては、基礎教育系科目群の選択科目において10単位以内、専門共通系科目群の選択科目において6単位以内を修得単位として学長が認めることができる。

- 2 獣医学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として10単位、専門科目の自由科目として6単位を超えないものとする。
- 3 獣医保健看護学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として10単位、専門科目の選択科目として6単位を超えないものとする。

- 4 動物応用科学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として10単位、専門科目の選択科目として6単位を超えないものとする。
- 5 前項により修得できる単位数は、1学年で8単位までとする。
- 6 外国語の単位認定については別に定める。

(履修登録)

- 第11条 学生は、当該年次に履修しようとする選択必修科目、選択科目、自由科目並びに本学の他学部及び他学科における授業科目を履修する場合は、学期始めの指定の期日までに履修登録をしなければならない。
- 2 他大学等における授業科目の履修については、指定の期日までに履修届を提出し、学長の許可を得なければならない。
 - 3 前項により受入れを許可された者は、指定の期日までに履修登録をしなければならない。
 - 4 登録した科目は、登録変更届出期間を過ぎて変更すること及び登録抹消期間を過ぎて抹消することはできない。
 - 5 不合格科目について再履修するときは、履修しようとする学期の始めに、再度履修登録をしなければならない。

(履修登録単位数の上限)

- 第11条の2 学生が、1年間に履修科目として申請することができる単位数は、再履修科目の単位数も含め、1年次学生にあっては年間50単位未満、2年次以上の学生にあっては、年間47単位未満とする。ただし、教職課程での履修単位数は、この単位数に含めない。
- 2 前項の定めにかかわらず、前年度のGPAが学長が別に定める値以上の者に係る履修登録単位数の上限は、年間50単位未満とする。
 - 3 第1項の定めにかかわらず、カリキュラム変更に伴い、配当年次の変更による単位未修得必修科目を含めた当該学年の配当単位数が、第1項に定める履修登録上限単位数を超える場合にあっては、50単位未満を上限として、未修得必修科目の単位数をこれに加えることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第12条 学則第31条第1項及び第2項に基づき、入学前に他の大学、短期大学又は高等専門学校等において修得した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、基礎教育科目、専門科目、基礎教育系科目、専門共通系科目、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群の相当する修得単位として学長が認めることができる。

- 2 前項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、第9条及び第10条により修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(出席時間数)

第13条 学生は演習・ゼミ及び実験・実習について授業時間数の3分の2以上出席しなければ単位修得を認められない。

- 2 講義についても前項に準ずる。

(試験)

第14条 学則第27条第2項に基づく試験は、定期試験及び追試験とし、通年授業の場合は学年末に、学期ごとの授業の場合は学期末に行う。

- 2 追試験は、止むを得ない事情により定期試験を受験できなかった者に対して行う。

- 3 実験、実習等、別個に行われる試験については、別に定める。

- 4 前項の試験の実施要領は、別に定める。

(共用試験)

第14条の2 獣医学科において、前条に定めるもののほか、授業科目の履修制限を行うための条件として、全国大学獣医学関係代表者協議会が設立した「獣医学共用試験委員会」の実施する獣医学共用試験〈知識・問題解決能力を主として評価する多肢選択形式のコンピュータ活用試験(vetCBT)及び技能・態度を主として評価する客観的臨床能力試験(vetOSCE)〉を行う。

- 2 共用試験の取扱いについては、別に定める。

(成績評価と単位の認定)

第15条 学則第28条に基づき、授業科目の成績評価は、試験又はそれに代わる適切な方法で行う。

- 2 成績評価は、前項の方法で得た点数によって、次のように区分する。

80点以上 A

79点～70点 B

69点～60点 C

59点以下 D

- 3 前項の区分のうち、A、B、Cは合格、Dは不合格とし、合格した授業科目については単位を認定する。

- 4 GPAの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(進級)

第16条 進級は、進級基準に基づいて、学長が、教授会の意見を聴いて決定する。

2 進級基準は、次のとおりとする。

(1) 獣医学科の進級基準

1年次：1年次に配当された必修科目のうち、不合格科目が2科目以内、かつ4単位以内は進級とする。ただし、基礎教育科目のうち外国語科目2単位以上、選択科目12単位以上の修得が必要である。

2年次：2年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が2科目以内、かつ4単位以内は進級とする。ただし、基礎教育科目のうち外国語科目4単位以上、選択科目17単位以上の修得が必要である。

3年次：3年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が2科目以内、かつ4単位以内は進級とする。ただし、基礎教育科目のうち、必修科目9単位、外国語科目6単位（基礎科学英語を除く英語の中から2単位、第二外国語の中から4単位）以上、選択科目23単位（人文系科目から2単位以上、社会科学系科目から2単位以上を含む）以上の修得が必要である。

4年次：4年次までに配当された全ての必修科目の修得が必要である。

5年次：5年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が4科目以内、かつ8単位以内（実習科目は5単位以内）は進級とする。

(2) 獣医保健看護学科の進級基準

1年次：1年次に配当された必修科目のうち、不合格科目が2科目以内の者を進級とする。ただし、基礎教育系科目のうち外国語科目2単位以上、選択科目4単位以上の修得が必要である。

2年次：2年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が2科目以内の者を進級とする。ただし、基礎教育系科目のうち外国語科目4単位以上、選択科目8単位以上の修得が必要である。

3年次：3年次までに配当された全ての必修科目を修得した者を進級とする。

(3) 動物応用科学科の進級基準

1年次：1年次に配当された科目から合計30単位以上修得した者は、進級を認めるものとする。ただし、以下の区分ごとにそれぞれ単位を修得しなければならない。

基礎教育系科目群：必修講義科目8単位以上、必修実習・演習科目3単位以上

専門基礎科目群：必修講義科目9単位以上

2年次：1年次及び2年次に配当された科目から合計67単位以上修得した者は進級を認めるものとする。ただし、以下の区分ごとにそれぞれ単位を修得しなければならない。

基礎教育系科目群：必修講義科目10単位以上、必修実習・演習科目4単位以上、選択必修外国語A科目4単位以上、選択科目のうち人文科学系科目から2単位以上、社会科学系科目から2単位以上を含む、24単位以上

専門基礎科目群：必修講義科目37単位以上、必修実習・演習科目2単位以上

3年次：1年次、2年次及び3年次に配当された科目の合計91単位以上修得した者は進級を認めるものとする。ただし、以下の区分ごとにそれぞれ単位を修得しなければならない。

基礎教育系科目群：必修講義科目12単位、必修実習・演習科目5単位、外国語A科目8単位（選択必修科目6単位、必修科目2単位）以上を含む、37単位以上

専門基礎科目群・専門共通系科目群：必修講義科目45単位以上、必修実習・演習科目3単位以上

専門共通系科目群・動物生命科学系科目群・動物人間関係学系科目群：選択講義・実習・演習科目6単位以上

（編入学）

第17条 学則第38条に基づいて、獣医学部に編入学を志願する者は、獣医保健看護学科及び動物応用科学科のみ受け付ける。

2 前項に定める編入学を志願する者の資格は次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者
- (2) 学部教授会で前号に相当すると認めた者

3 入学許可は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

4 編入年次は、2年次とする。

5 第2項により入学を許可された者の、入学する前に在学していた大学の既修得単位を、獣医保健看護学科にあつては基礎教育系科目34単位に限り、動物応用科学科にあつては基礎教育系科目群37単位に限り、これを修得単位として認めることができる。

6 前項の定めにかかわらず、英語科目が第8条に規定する履修単位に満たない場合は不足の単位の修得を必要とする。

7 学則第38条第2項に基づき、入学後の修業年限は、学則第18条に準ずるものとする。

8 学則第38条第2項に基づき、入学後の在学年限は、第4条に準ずるものとする。

9 選考の要領は、別に定める。

（転学部及び転学科）

第18条 学則第39条に基づき転学部又は転学科を願い出た者は、選考の上、学長が許可することがある。

2 前項の出願資格は次の条件を満たすものとする。

(1) 獣医学科

- ① 獣医学科に転学部又は転学科できる者は、出願時現在、所属する学科の1年次に在籍する者であること。
- ② 出願時には、所属する学科の1年次に配当された必修科目、当該学科1年次進級要件を満たす選択必修科目及び選択科目の単位を全て修得見込みであり、かつ、履修可能な英語科目及び第二外国語科目の単位を全て修得見込みであること。ただし、獣医保健看護学科においては第二外国語科目は除くものとする。

(2) 獣医保健看護学科

- ① 獣医保健看護学科に転学部又は転学科する者は、現在所属する学科の2年次から3年次に在籍する者であること。ただし、現在所属する学科が獣医学科の者は、2年次から4年次に在籍中のものであること。
- ② 出願時には、所属する学科の当該年次に配当された必修科目及び進級に必要な選択必修科目並びに選択科目の単位を全て修得見込みであること。

(3) 動物応用科学科

- ① 動物応用科学科に転学部又は転学科する者は、現在所属する学科の2年次に在籍する者であること。ただし、現在所属する学科が獣医学科の者は、2年次から4年次に在籍中のものであること。
- ② 出願時には、所属する学科の2年次に配当された必修科目、当該学科2年次進級要件を満たす必修科目、選択必修科目及び選択科目の単位を全て修得見込みであること。ただし、獣医学科から動物応用科学科に転学科を願い出る者は、選択必修科目の英語科目の2単位を修得見込みであること。

3 転学部又は転学科の許可は教授会の意見を聴いて学長が行う。

4 転学部又は転学科を許可された者は、獣医学科にあっては1年次、獣医保健看護学科及び動物応用科学科にあっては2年次に学籍を移すこととする。

5 修業年限及び在学年限は前条第7項及び第8項に準ずる。

6 転学部又は転学科を許可された者は、在学していた学部又は学科の既修得単位を、転学部又は転学科した学科の授業科目に相当する修得単位として認めることができる。

7 選考の要領は、別に定める。

(再入学)

第19条 学則第44条に基づき、学長が再入学を許可することがある。

2 学則第44条第2項に基づき、再入学者の修業年限は、再入学前の在学期間を含み、学則

第18条を準用する。

- 3 学則第44条第2項に基づき、再入学者の在学年限は、再入学前の在学期間を含み、第4条を準用する。
- 4 再入学者が本学在学中に修得した授業科目の単位は、修得単位として認めることができる。
- 5 第2項から第4項は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(外国人留学生)

第20条 学則第52条第1項に基づく外国人留学生の入学に関しては、「麻布大学外国人留学生の入学に関する規則」の定めるところによる。

- 2 学則第52条第2項に基づく日本語及び日本事情に関する科目は、放送大学と協定している科目を基礎教育科目の選択科目として履修することができる。
- 3 学則第52条第3項に基づき免除することができる授業科目に関しては、その都度教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(卒業)

第21条 学則第45条に定める卒業に必要な要件を満たした者は、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。

(1) 所定の授業科目及び単位数

獣医学科

基礎教育科目	38単位以上
専門科目	151単位以上
計	189単位以上

獣医保健看護学科

基礎教育系科目	必修16単位
専門共通系科目	必修96単位
基礎教育系科目	}
専門共通系科目	
	選択12単位以上
	ただし、探求・研究科
	目から2単位以上
計	124単位以上

動物応用科学科

基礎教育系科目群	37単位以上
----------	--------

専門基礎科目群

専門共通系科目群
動物生命科学系科目群
動物人間関係学系科目群

87単位以上

計

124単位以上

(2) 在学期間におけるGPAが学長が別に定める基準以上

2 前項の定めにかかわらず、第2号の要件を満たしていない者については、別に定める試験に合格することで、これに代えることができる。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教授会及び教育研究会議の意見を聴いて学長が定める。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、教授会及び教育研究会議の意見を聴いて学長が行う。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

1 動物応用科学科の設置に伴い、この規則の一部を平成6年3月7日に改正し、平成6年4月1日から施行する。

2 平成6年3月31日以前に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

平成7年3月15日に改正し、平成7年4月1日から施行する。ただし、平成7年3月31日以前に入学した獣医学科学生の第14条の進級基準は、なお従前の例による。

附 則

平成7年10月18日に改正し、平成8年4月1日から施行する。ただし、平成8年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

平成9年3月3日に改正し、平成9年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

平成10年2月16日に改正し、平成10年4月1日から施行する。ただし、平成9年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

平成11年1月14日に改正し、平成11年4月1日から施行する。ただし、平成11年3月31日に在籍する者については、なお従前の例による。

附 則

平成11年5月26日に改正し、平成11年10月1日から施行する。

附 則

平成11年7月21日に改正し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

平成12年3月15日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成12年10月18日に改正し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- 1 平成15年1月22日に改正し、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成14年度以前入学者並びに平成15年度編入学者及び平成15年度転学部・転学科者の授業科目の区分、履修方法、進級基準及び卒業要件等については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年1月19日に改正し、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月20日に改正し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成17年5月18日に改正し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 第16条の規定にかかわらず、平成14年度以前に入学した者及び平成15年度に入学した編入学生の進級基準は、従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年12月21日に改正し、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月19日に改正し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年12月20日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年1月17日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年2月21日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

- 2 第8条第2項、第16条第2項第2号及び第21条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までに獣医学部動物応用科学科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成19年10月17日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年3月5日に改正し、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年1月21日に改正し、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年3月31日以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成22年11月17日に改正し、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第8条第2項第2号、第9条、第16条第2項及び第21条の規定にかかわらず、平成22年度までに獣医学部に入学した者及び平成23年度に入学した編入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年3月9日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月20日に改正し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年11月16日に改正し、平成24年4月1日から施行する。
- 2 別表第1にかかわらず、平成23年度までに獣医学部に入学した者及び平成24年度に入学した編入学生については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年2月22日に改正し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年12月19日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第8条、第21条及び別表第1の規定にかかわらず、平成25年3月31日までに獣医学部に入学した者及び平成26年3月31日までに入学した編入学生については、なお従前の例による。
- 3 第17条第5項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までに獣医学部に入学した編入学生については、なお従前の例による。
- 4 第18条第2項第3号の規定にかかわらず、平成25年3月31日までに入学した者について

は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年2月20日に改正し、平成25年4月1日から施行する。
- 2 別表第2の規定にかかわらず、平成23年3月31日までに動物応用科学科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成25年10月16日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
- 2 第21条、別表第1の規定にかかわらず、平成25年度までに獣医学科に入学した者及び平成26年度に入学した編入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年2月19日に改正し、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第8条第4項、第14条の2の規定にかかわらず、平成26年3月31日までに獣医学科に入学した者及び平成27年3月31日までに獣医学科に入学した編入学者については、なお従前に例による。
- 3 第11条の2の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに動物応用科学科に入学した者及び平成28年3月31日までに動物応用科学科に入学した編入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 平成23年度に入学した者、平成24年度に編入学した者及び平成24年度に転学部・転学科した者については、第6条別表第1に定める授業科目に自由科目として次の科目を追加する。

「衛生関係法規」(4年次、前期、2単位)

- 2 この規則は、平成26年5月21日に改正し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年6月18日に改正し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 別表第1の規定にかかわらず、平成25年度までに獣医学科に入学した者並びに平成26年度に獣医学科に入学した転学科者及び編入学者については、従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成27年3月4日に改正し、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第8条、第16条、第21条、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、平成27年3月31日ま

でに獣医学科及び動物応用科学科に入学した者並びに平成28年3月31日までに獣医学科及び動物応用科学科に入学した転学科者及び編入学者については、なお従前の例による。

3 第17条第4項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに獣医学科及び動物応用科学科に入学した編入学者については、なお従前の例による。

4 第18条第2項第4号の規定にかかわらず、平成27年3月31日までに獣医学科に入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月21日に改正し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成29年3月14日に改正し、平成29年4月1日から施行する。

2 第17条第5項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに編入学した者は、なお従前の例による。

3 第18条第2項及び同条第4項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までに入学した者及び平成30年3月31日までに編入学した者の出願条件は、2年次に在籍中の者とし、平成30年度に獣医学科に転学部又は転学科の許可を受けた場合は、学籍を2年次に移すこととし、平成31年度以降に獣医学科に転学部又は転学科の許可を受けた場合は、学籍を1年次に移すこととする。

附 則

1 この規則は、平成30年1月23日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

2 第11条の2、第16条、第21条及び別表第1の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに入学した者及び平成31年3月31日までに獣医学科の2年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。ただし、別表第1に定める「産業動物アドバンス実習」については、自由科目として開設する。

附 則

1 この規則は、平成30年3月15日に改正し、平成30年4月1日から施行する。

2 別表第1の規定にかかわらず、平成30年3月31日までに入学した者及び平成31年3月31日までに獣医学科の2年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。

附 則

1 この規則は、平成30年12月10日に改正し、平成31年4月1日から施行する。

2 第5条、第8条、第12条、第16条、第21条及び別表第Ⅱの規定にかかわらず、平成31年3

月31日までに入学した者及び令和2年3月31日までに動物応用科学科の2年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和2年3月6日に改正し、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第11条の2の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに獣医学科の1年次に転学部又は転学科した者を除く令和2年3月31日までに獣医学科に入学した者及び動物応用科学科については、なお従前の例による。
- 3 第21条の規定にかかわらず、令和3年3月31日までに獣医学科の1年次に転学部又は転学科した者を除く令和2年3月31日までに入学した者並びに令和3年3月31日までに編入学した者及び動物応用科学科の2年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年6月8日に改正し、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年2月18日に改正し、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第8条別表第1及び第2の規定にかかわらず、令和4年3月31日までに入学した者、令和5年3月31日までに動物応用科学科の2年次に転学部又は転学科した者については、なお従前の例による。ただし、「獣医公衆衛生学（総論・食品衛生学）」、「獣医公衆衛生学（人獣共通感染症学）」、「獣医公衆衛生学（環境衛生学）」、「獣医病理学実習Ⅰ」、「獣医病理学実習Ⅱ」、「獣医公衆衛生学実習Ⅰ」、「獣医公衆衛生学実習Ⅱ」、「食品衛生学実習」及び「地球共生系データサイエンス・同演習Ⅱ」については、この限りでない。

附 則

この規則は、令和5年2月28日に改正し、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第3については、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月22日に改正し、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条第1項・第8条第2項第1号関係）

獣医学科授業科目 年次別・学期別配置表

1 基礎教育科目表

区分	授業科目	単位数	1年次	2年次	3年次	備考
----	------	-----	-----	-----	-----	----

			前 後	前 後	前 後	
人文 系科 目	心理学 動物比較心理学 文章表現法 総合英語 職業指導	② ② ② ② ④		② ② ② ②		2単位以 上
社会 科学 系科 目	現代経済学 法学概論 現代社会学	② ② ②		② ② ②		2単位以 上
自然 科学 系科 目	数学 ライフサイエンスの数学Ⅰ ライフサイエンスの数学Ⅱ 物理学 物理学実験 化学 化学実験 有機化学 物理化学概論 生物学 生物学実習 地学 地学実験 地球共生論 生態学 動物分類学	② ② ② ② ① 2 ① ② ② 2 ① ② ① 2 ② ②	② ② ② ② 2 2 ① ② ① ② ② ② ②	② ② ② ① ① ② ② ② ② ② ② ②		
複合 科目	コンピュータ演習 情報科学技術	1 ②	1 ②			

保健 体育 科目	保健体育	②	②			
	基礎体育	②	②			
外国 語	英語					
	基礎科学英語	2	2			
	英語講読	②	②			2単位選 択必修
	英作文表現	②	②			
	第二外国語					4単位選 択必修
	ドイツ語Ⅰ	②	②			
	フランス語Ⅰ	②	②			
	スペイン語Ⅰ	②	②			
	ドイツ語Ⅱ	②	②			
	フランス語Ⅱ	②	②			
	スペイン語Ⅱ	②	②			
自由 科目	生物学入門	▲2	▲2			
	化学入門	▲2	▲2			
	地球共生系データサイエ ンス・同演習Ⅰ	▲2		▲2		
	地球共生系データサイエ ンス・同演習Ⅱ	▲2			▲2	
	地球共生系サイエンスワー ク	▲2			▲2	
		※2				

※1 単位の○囲みは選択必修科目又は選択科目を示す。

※2 ▲は自由科目を示す。

2 専門科目表(1)

系	授業科目	単位数	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
			前 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
基礎	細胞生物学	2	2					

獣医学系	獣医遺伝学	1		1				
	獣医解剖学Ⅰ	2	2					
	獣医解剖学Ⅱ	2	2					
	獣医組織学	2	2					
	獣医発生学	1		1				
	獣医解剖学実習	2		2				
	獣医組織学実習	1			1			
	獣医生理学Ⅰ	2	2					
	獣医生理学Ⅱ	2		2				
	獣医生理学実習Ⅰ	1		1				
	獣医生理学実習Ⅱ	1			1			
	分子生物学	2	2					
	獣医生化学Ⅰ	2	2					
	獣医生化学Ⅱ	2		2				
	獣医生化学実習	1		1				
病態 獣医学系	獣医寄生虫学Ⅰ（獣医寄生虫病学を含む）	2		2				
	獣医寄生虫学Ⅱ（獣医寄生虫病学を含む）	2			2			
	獣医寄生虫学実習	1			1			
	獣医薬理学総論	2			2			
	獣医薬理学各論	2				2		
	獣医薬理学実習	1				1		
	毒性学	2				2		
	毒性学実習	1					1	
	獣医微生物学総論	2		2				
	獣医微生物学各論Ⅰ（細菌・真菌）	2		2				
	獣医微生物学各論Ⅱ（ウイルス）	2				2		
	獣医免疫学	2				2		
	獣医微生物学実習Ⅰ	1				1		

	獣医微生物学実習Ⅱ	1			1			
	獣医病理学総論	2			2			
	獣医病理学各論Ⅰ	2			2			
	獣医病理学各論Ⅱ	2				2		
	獣医病理学実習Ⅰ	1				1		
	獣医病理学実習Ⅱ	1					1	
生産	牧場実習	1		1				
獣医	獣医栄養学	2			2			
学系	家禽疾病学	2				2		
	家畜伝染病学Ⅰ	2				2		
	家畜伝染病学Ⅱ	1					1	
	家畜伝染病学実習	1						1
	家畜衛生学Ⅰ	2				2		
	家畜衛生学Ⅱ	1					1	
	家畜衛生学実習	1					1	
	獣医臨床繁殖学	2				2		
	産業動物獣医総合臨床	4						4
	産業動物臨床実習	1						1
	水生動物疾病学	2			2			
	基礎・産業動物獣医総合臨床	2					2	

2 専門科目表(2)

系	授業科目	単位数	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
			後 後	前 後	前 後	前 後	前 後	前 後
臨床獣	獣医内科学	2				2		
医学系	獣医外科学	2				2		
	獣医放射線学	2		2				
	小動物獣医総合臨床Ⅰ	2					2	
	小動物獣医総合臨床Ⅱ	2					2	
	小動物獣医総合臨床Ⅲ	2					2	
	小動物臨床実習	3					3	
	臨床病理	2				2		

	基礎・小動物獣医総合臨床Ⅰ	1				1		
	基礎・小動物獣医総合臨床Ⅱ	1				1		
	基礎・小動物獣医総合臨床Ⅲ	1				1		
	獣医総合臨床実習	4					4	
環境獣	実験動物学	2			2			
医学系	実験動物学実習（※2）	1			1			
	獣医公衆衛生学（総論・食品衛生学）	2			2			
	獣医公衆衛生学（人獣共通感染症学）	2				2		
	獣医公衆衛生学（環境衛生学）	2				2		
	獣医公衆衛生学実習Ⅰ	1				1		
	獣医公衆衛生学実習Ⅱ	1					1	
	生物統計学	2		2				
	野生動物学	2		2				
	動物行動学	2			2			
	獣医疫学	2			2			
共通科目	獣医学概論	2	2					
	獣医療倫理・動物福祉	2		2				
	専門学外実習	1					1	
	獣医関連法規	2				2		
	総合獣医学	3						3
	獣医学特論Ⅰ	2					2	
	獣医学特論Ⅱ	2						2
	卒業論文	8						8
選択科目	産業動物臨床基礎実習	①	①					
※	獣医畜産管理学	①			①			
1	畜産物利用学	①			①			
	飼料原料学	①				①		
	インターンシップ	①					①	
	最新のバイオサイエンス	①				①		

臨床解剖学	①				①	
小動物病院実習	②					②
産業動物アドバンス実習	①					①

※1 専門選択科目5単位以上を修得してください。

※2 実験動物学実習は、2年次後期及び4年次後期で実施し、4年次に1単位を付与する
(2年次の進級要件には含まない。)。

別表第2 (第6条第1項・第8条第2項第2号関係)

獣医保健看護学科授業科目 年次別・学期別配置表

1 「基礎教育系」科目群

区分	授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後
人文・社会科学系科目	心理学	②	②							
	社会学	②			②					
	社会統計学	②				②				
自然科学系科目	化学	2	2							
	生物学	2	2							
	生物学実習	①	①							
	ライフサイエンスの数学	②	②							
	コンピュータ基礎演習	①	①							
	地球共生論	2	2							
	有機化学	2		2						
	化学実験	①		①						
外国語科目	基礎科学英語	2	2							
	獣医看護実践英語	2		2						
キャリア科目	キャリアデザイン基礎	1	1							
	キャリアデザイン応用	2					2			
	キャリアデザインフィールドスタディ	▲1		▲1						

保健 体育 科目	基礎体育	②	②			
デー タ サイ エ ンス 科目	地球共生系データサイエ ンス演習Ⅰ	1	1			
	地球共生系データサイエ ンス演習Ⅱ	①		①		
	地球共生系データサイエ ンス演習Ⅲ	①			①	
	地球共生系サイエンスワ ーク	②			②	
基礎 動物 学科 目	動物形態機能学Ⅰ（解剖 学・組織学Ⅰ）	2	2			
	動物形態機能学Ⅱ（解剖 学・組織学Ⅱ）	2	2			
	動物形態機能学Ⅲ（生理 学Ⅰ）	2	2			
	動物形態機能学Ⅳ（生理 学Ⅱ）	2		2		
	生命倫理・動物福祉	2	2			
	動物行動学	2	2			
	比較動物学Ⅰ	2	2			
	比較動物学Ⅱ	2		2		
	動物栄養学Ⅰ	2		2		
	動物栄養学Ⅱ	2			2	
	動物愛護・適正飼養関連 法規	1		1		
	動物看護関連法規	1			1	
	動物繁殖学	2			2	
基礎 動物 看護 学科 目	動物看護学概論	2	2			
	動物感染症学Ⅰ（細菌・ 真菌）	2	2			
	動物感染症学Ⅱ（免疫	2		2		

	学、寄生虫学、ウイルス学（総論）					
	動物感染症学Ⅲ（ウイルス学（各論）、感染症学）	2		2		
	動物病理学	2	2			
	動物薬理学Ⅰ	2		2		
	動物薬理学Ⅱ	2			2	
	公衆衛生学Ⅰ（総論・環境衛生）	2			2	
	公衆衛生学Ⅱ（食品衛生）	2			2	
臨床動物看護学科目	動物内科看護学Ⅰ	2	2			
	動物内科看護学Ⅱ	2		2		
	動物内科看護学Ⅲ	2			2	
	動物外科看護学Ⅰ	2		2		
	動物外科看護学Ⅱ	2			2	
	動物臨床検査学	2	2			
	動物臨床看護学総論	2		2		
	動物医療コミュニケーション	2			2	
	動物臨床看護学各論Ⅰ	2			2	
	動物臨床看護学各論Ⅱ	2			2	
	動物臨床看護学各論Ⅲ	2			2	
	動物臨床看護学各論Ⅳ	2			2	
愛護・適正飼養学科目	愛玩動物学Ⅰ	2	2			
	愛玩動物学Ⅱ	2	2			
	人と動物の関係学	2	2			
	適正飼養指導論Ⅰ	2		2		
	適正飼養指導論Ⅱ	2		2		
	動物生活環境学	2			2	
	ペット関連産業概論	2			2	

実験・実習科目	動物形態機能学・臨床検査学実習Ⅰ	1	1			
	動物形態機能学・臨床検査学実習Ⅱ	1	1			
	動物愛護・適正飼養学実習	2		2		
	臨床看護学実習Ⅰ	1			1	
	臨床看護学実習Ⅱ	1			1	
	臨床看護学実習Ⅲ	1			1	
	臨床看護学実習Ⅳ	1			1	
	臨床看護学実習Ⅴ	1			1	
	臨床看護学実習Ⅵ	1			1	
	動物看護総合実習	4				4
探求・研究科目	専門ゼミⅠ	2			2	
	専門ゼミⅡ	②				②
	卒業論文	④				④
選択科目	疫学概論	②				②
	衛生行政学	②				②
	総合動物看護学	④				④

※1 基礎教育系科目及び専門共通系科目で、選択科目から12単位以上（ただし探求・研究科目から2単位以上）を修得する。

※2 単位の○囲みは選択科目。

※3 単位の前の▲は自由科目。

別表第3（第6条第1項・第8条第2項第2号関係）

動物応用科学科授業科目 年次別・学期別配置表

1 「基礎教育系」科目群

区分	授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		備考
			前	後	前	後	前	後	
人文 科学 系科	生命・環境倫理学	②		②					2単位以上
	心理学	②			②				

目	世界文化史	②	②			
社会科学系科目	経済学	②	②			2単位以上
	法律学・政治学	②		②		
	現代社会学	②	②			
自然科学系科目	ライフサイエンスの数学	2	2			
	ライフサイエンスの物理学	②		②		
	物理学実験	①		①		
	化学	2	2			
	有機化学	2	2			
	生物学	2	2			
	生態学	2	2			
	地球共生論	2	2			
	自然科学史	②	②			
	生物学実験	1	1			
	化学実験	1	1			
	地学	②	②			
	地学実験	①	①			
	生物学入門	②	②			※1
	化学入門	②	②			
複合科目	スタディ・スキルズ	1	1			
	情報処理論	②	②			
	コンピュータ演習	1	1			
	基礎ゼミ	1	1			
保健体育科目	基礎体育	②	②			
外国語A科	基礎科学英語	2	2			
	英語講読Ⅰ	②	②			※2

目	英作文表現Ⅰ	②	②			6単位選 択必修
	総合・実用英語Ⅰ	②	②			
	総合・実用英語Ⅱ	②		②		
	英語講読Ⅱ	②		②		
	英語講読Ⅲ	②			②	
	英作文表現Ⅱ	②			②	
外国 語B科 目	ドイツ語Ⅰ	②	②			
	スペイン語Ⅰ	②	②			
	ドイツ語Ⅱ	②	②			
	スペイン語Ⅱ	②	②			
自由 科目	地球共生系データサイエ ンス・同演習Ⅰ	▲2		▲2		
	地球共生系データサイエ ンス・同演習Ⅱ	▲2			▲2	
	地球共生系サイエンスワー ク	▲2			▲2	

※1 高校において「生物基礎」及び「生物」を履修していない学生は、「生物学入門」を、「化学基礎」及び「化学」を履修していない学生は「化学入門」を履修すること。

※2 英語：単位の○囲みは選択必修科目を示す。選択必修科目のうちから、6単位以上履修すること。

※3 単位の○囲みは選択科目。

※4 単位の前の▲は自由科目。

2 「専門基礎」・「専門共通系」科目群

区分	授業科目	単位数	1年次	2年次	3年次	4年次
			前 後	前 後	前 後	前 後
専門 基礎 科目	動物応用科学概論	2	2			
	動物応用科学実習	1	1			
	動物機能解剖学	2	2			
	動物人間共生論	1	1			
	動物関連法規	2	2			

	細胞生物学	2	2			
	遺伝生物学	2	2			
	動物生理学	2	2			
	微生物学	2		2		
	分子生物学	2		2		
	動物生化学	2		2		
	動物遺伝学	2		2		
	基礎野生動物学	2		2		
	応用動物行動学	2		2		
	動物資源経済学	2		2		
	動物人間関係学	2		2		
	実験動物学	2		2		
	動物生化学実習	1		1		
	動物解剖・生理学実習	1		1		
	動物生命工学	2		2		
	動物行動神経科学	2		2		
	動物繁殖学	2		2		
	食品科学	2		2		
	動物福祉論	2		2		
	動物病態学	2		2		
	栄養化学	1		1		
	免疫学	2		2		
	社会調査論・キャリア形成	2		2		
	動物薬理学	2		2		
専門	牧場実習	②		②		
共通	動物発生学	①		①		
系科	進化・分類学	②		②		
目	動物栄養学	2			2	
	動物衛生学	2			2	
	動物管理学	②			②	
	動物分子生殖科学	②			②	

生物統計学演習	1			1	
動物飼養学	②			②	
バイオインフォマティクス演習	①			①	
職業指導	④			④	
インターンシップ	①			①	
専門ゼミ	2			2	
公衆衛生学	②				②
動物栄養学実習	①				①
食品衛生学	②				②
卒業論文	6				6
科学の伝達	②				②

専門基礎科目は2年次までの必修科目を構成し学科の目標とする、動物生命実践的ジェネラリストとしての基礎となる知識を学習修得する科目である。

専門共通系科目とは動物生命科学系及び動物人間関係学系の科目に共通する関連分野の科目である。

3 「動物生命科学系」科目群

区分	授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後
動物 生命 科学 系科 目	応用動物遺伝学	②			②					
	動物遺伝子工学	②					②			
	遺伝生命科学実習	①					①			
	動物繁殖学実習	①					①			
	実験動物学実習	①					①			
	毒性学	②					②			
	動物細胞工学	②					②			
	動物受精卵移植論	②					②			
	食品製造学	②					②			
	機器分析化学	①					①			
	家畜人工授精特別実習	①					①			
	食品科学実習	①					①			
	毒性学—機器分析実習	①					①			

	動物生殖制御論	②				②
--	---------	---	--	--	--	---

「専門共通系」「動物生命科学系」及び「動物人間関係学系」科目群から選択科目を21単位以上修得すること。ただし、それぞれの系の科目群ごとに講義4単位、実習演習1単位以上（ただし、選択の実習演習科目から合計5単位以上。）修得しなければならない。

4 「動物人間関係学系」科目群

区分	授業科目	単位数	1年次		2年次		3年次		4年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後
動物 人間 関係 学系 科目	動物行動治療学	②					②			
	介在動物論	②					②			
	動物介在活動・療法演習	①					①			
	野生動物学野外演習	①						①		
	野生動物学	②					②			
	応用動物心理学実習	①						①		
	乗馬応用実習	①						①		
	動物行動管理学実習	①						①		
	動物環境行動学	②						②		
	動物発達行動学実習	①								①
	動物資源経済学演習	①								①

「専門共通系」「動物生命科学系」及び「動物人間関係学系」科目群から選択科目を21単位以上修得すること。ただし、それぞれの系の科目群ごとに講義4単位、実習演習1単位以上（ただし、選択の実習演習科目から合計5単位以上。）修得しなければならない。

麻布大学獣医学部規則の新旧比較対照表

新	旧
(趣旨) 第1条 (略) (学部及び学科の目的) 第1条の2 学則第3条第3項に基づき、本学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。 (1) 獣医学部の理念・目的 獣医学部は、幅広い獣医学、<u>獣医保健看護学</u>及び動物応用科学教育を行い、生命と福祉に関わる科学者としての責任感に基づいて、社会的使命を正しく遂行し得る獣医師、<u>愛玩動物看護師</u>及び動物応用科学の専門家を育成するとの理念に基づき、社会より与えられた責任に対して応えられ、かつ、国際的視野を持つことができる人材を養成することを目的とする。 (2) 獣医学科の目的 (略) (3) <u>獣医保健看護学科の目的</u> <u>獣医保健看護学科は、愛玩動物看護師として、獣医療、動物愛護及び適正飼養など、ヒトと動物の健康と福祉、QOL (Quality of Life) の向上にかかわる分野の科学的根拠に基づいた貢献ができ、さらにヒトと動物の生命と福祉及び未来の共生社会に対して社会的</u>	(趣旨) 第1条 この規則は、学則で「学部で定める」とされている事項及び学部が必要と認めた事項について規定する。 (学部及び学科の目的) 第1条の2 学則第3条第3項に基づき、本学部及び学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。 (1) 獣医学部の理念・目的 獣医学部は、幅広い獣医学及び動物応用科学教育を行い、生命と福祉に関わる科学者としての責任感に基づいて、社会的使命を正しく遂行し得る獣医師及び動物応用科学の専門家を育成するとの理念に基づき、社会より与えられた責任に対して応えられ、かつ、国際的視野を持つことができる人材を養成することを目的とする。 (2) 獣医学科の目的 獣医学科は、獣医師としての科学的思考力と応用能力を展開させ、生命と福祉に関わる科学者としての社会的使命を遂行できる能力及び動物の生理や病態、疾病の処置とその予防並びにヒトと動物の感染症、動物性食品衛生及び環境衛生に関する科学的知識と技術を併せ持つ人材を養成することを目的とする。 (追加)

新	旧
<u>使命を遂行できる能力を持つ人材を養成することを目的とする。</u> (4) 動物応用科学科の目的 (略) 第2条～第4条 (略) (授業科目の区分) 第5条 学則第25条に基づき、授業科目は、獣医学科に<u>あつては</u>、基礎教育科目と専門科目に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に、<u>獣医保健看護学科にあっては、基礎教育系科目、専門共通系科目に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に、動物応用科学科にあっては</u>、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。 (授業科目及び単位数) 第6条 授業科目、年次別・学期別配置及び単位数は別表第1、<u>別表第2及び別表第3</u>に定める。 2 前項は教授会の意見を聴いて学長が行う。	(3) 動物応用科学科の目的 動物応用科学科は、動物に関わる生命科学を基盤として、人と動物のより良き関係を学び、人と動物の共生を目指して、遺伝子レベルから生態系レベルに至る動物の保有する諸機能を人間生活に安全かつ効果的に活用するための知識と技術を教授し、人と動物に関わる諸分野で活躍できる専門技術を備えた人材を養成することを目的とする。 第2条～第4条 (略) (授業科目の区分) 第5条 学則第25条に基づき、授業科目は、獣医学科に<u>おいては</u>、基礎教育科目と専門科目に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に、<u>動物応用科学科において</u>は、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群に区分し、さらに必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。 (授業科目及び単位数) 第6条 授業科目、年次別・学期別配置及び単位数は別表第1 <u>及び別表第2</u>に定める。 2 前項は教授会の意見を聴いて学長が行う。

新	旧
(2) <u>獣医保健看護学科</u> <u>基礎教育系科目で、必修科目 16 単位を修得する。</u> <u>専門共通系科目で、必修科目 96 単位を修得する。</u> <u>基礎教育系科目及び専門共通系科目で、選択科目から 12 単位以上（ただし探求・研究科目から 2 単位以上）を修得する。</u> (3) <u>動物応用科学科</u> (略) 3 (略) 4 (略) (他学部及び他学科における授業科目の履修) 第 9 条 (略)	(追加) (2) <u>動物応用科学科</u> 基礎教育系科目群：選択科目を 12 単位以上、選択必修科目を外国語 A 科目から 6 単位以上。 専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群：選択科目を 21 単位以上、ただし、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群の選択科目より、それぞれの系の科目群ごとに講義 4 単位、実習演習 1 単位以上（ただし、選択の実習演習科目から合計 5 単位以上）。 3 在籍年次より上級に配当された授業科目は履修することができない。 4 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に定める獣医学科の授業科目を履修できる者は、第 14 条の 2 に定める獣医学共用試験（以下「共用試験」という。）に合格した者とする。 (1) 小動物臨床実習 (2) 産業動物臨床実習 (3) 小動物病院実習 (4) 産業動物アドバンス実習 (他学部及び他学科における授業科目の履修) 第 9 条 学則第 29 条の 2 に基づき、学生は、本学の他学部及び他学科

新	旧
(他大学等における授業科目の履修) 第 10 条 学則第 29 条、第 30 条に基づき、協議した大学又は短期大学等で履修した単位は、教授会の意見を聴いて、獣医学科にあっては、基礎教育科目の選択科目において 10 単位以内、専門科目の選択科目において 6 単位以内、<u>獣医保健看護学科にあっては、基礎教育系科目の選択科目において 10 単位以内、専門共通系科目の選択科目において 6 単位以内、</u>動物応用科学科にあっては、基礎教育系科目群の選択科目において 10 単位以内、専門共通系科目群の選択科目において 6 単位以内、を修得単位として学長が認めることができる。 2 獣医学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として 10 単位、専門科目の自由科目として 6 単位を超えないものとする。 <u>3 獣医保健看護学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として 10 単位、専門科目の選択科目として 6 単位を超えないものとする。</u> <u>4</u> 動物応用科学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として 10 単位、専門科目の選択科目として 6 単位を超えないものとする。 <u>5</u> 前項により修得できる単位数は、1 学年で 8 単位までとする。 <u>6</u> 外国語の単位認定については別に定める。	の授業科目を選択科目として履修することができる。 2 履修できる授業科目は、講義科目のみとし、4 単位を超えないものとする。 3 前項における科目履修には当該授業科目担当者の承認を得なければならない。 (他大学等における授業科目の履修) 第 10 条 学則第 29 条、第 30 条に基づき、協議した大学又は短期大学等で履修した単位は、教授会の意見を聴いて、獣医学科にあっては、基礎教育科目の選択科目において 10 単位以内、専門科目の選択科目において 6 単位以内、動物応用科学科にあっては、基礎教育系科目群の選択科目において 10 単位以内、専門共通系科目群の選択科目において 6 単位以内を修得単位として学長が認めることができる。 2 獣医学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として 10 単位、専門科目の自由科目として 6 単位を超えないものとする。 (追加) <u>3</u> 動物応用科学科において履修できる授業科目の単位数は、基礎教育科目の選択科目として 10 単位、専門科目の選択科目として 6 単位を超えないものとする。 <u>4</u> 前項により修得できる単位数は、1 学年で 8 単位までとする。 <u>5</u> 外国語の単位認定については別に定める。

新	旧
(入学前の既修得単位等の認定) 第 12 条 学則第 31 条第 1 項及び第 2 項に基づき、入学前に他の大学、短期大学又は高等専門学校等において修得した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、基礎教育科目、専門科目、<u>基礎教育系科目、専門共通系科目</u>、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群の相当する修得単位として学長が認めることができる。 2 前項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、第 9 条及び第 10 条により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。 (出席時間数) 第 13 条 (略) (試験) 第 14 条 (略)	(入学前の既修得単位等の認定) 第 12 条 学則第 31 条第 1 項及び第 2 項に基づき、入学前に他の大学、短期大学又は高等専門学校等において修得した授業科目について修得した単位は、教授会の意見を聴いて、基礎教育科目、専門科目、基礎教育系科目群、専門基礎科目群、専門共通系科目群、動物生命科学系科目群及び動物人間関係学系科目群の相当する修得単位として学長が認めることができる。 2 前項により修得したとみなし、又は与えることができる単位数は、第 9 条及び第 10 条により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。 (出席時間数) 第 13 条 学生は演習・ゼミ及び実験・実習について授業時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ単位修得を認められない。 2 講義についても前項に準ずる。 (試験) 第 14 条 学則第 27 条第 2 項に基づく試験は、定期試験及び追試験とし、通年授業の場合は学年末に、学期ごとの授業の場合は学期末に行う。 2 追試験は、止むを得ない事情により定期試験を受験できなかった者に対して行う。 3 実験、実習等、別個に行われる試験については、別に定める。 4 前項の試験の実施要領は、別に定める。

新	旧
(共用試験) 第 14 条の 2 (略) (成績評価と単位の認定) 第 15 条 (略) (進級) 第 16 条 進級は、進級基準に基づいて、学長が、教授会の意見を聴いて決定する。 2 進級基準は、次のとおりとする。	(共用試験) 第 14 条の 2 獣医学科において、前条に定めるもののほか、授業科目の履修制限を行うための条件として、全国大学獣医学関係代表者協議会が設立した「獣医学共用試験委員会」の実施する獣医学共用試験〈知識・問題解決能力を主として評価する多肢選択形式のコンピュータ活用試験(vetCBT)及び技能・態度を主として評価する客観的臨床能力試験(vetOSCE)〉を行う。 2 共用試験の取扱いについては、別に定める。 (成績評価と単位の認定) 第 15 条 学則第 28 条に基づき、授業科目の成績評価は、試験又はそれに代わる適切な方法で行う。 2 成績評価は、前項の方法で得た点数によって、次のように区分する。 80 点以上 A 79 点～70 点 B 69 点～60 点 C 59 点以下 D 3 前項の区分のうち、A、B、C は合格、D は不合格とし、合格した授業科目については単位を認定する。 4 GPA の運用に関し必要な事項は、別に定める。 (進級) 第 16 条 進級は、進級基準に基づいて、学長が、教授会の意見を聴いて決定する。 2 進級基準は、次のとおりとする。

新	旧
(1) 獣医学科の進級基準 (略) <u>(2) 獣医保健看護学科の進級基準</u> <u>1 年次：1 年次に配当された必修科目のうち、不合格科目が 2 科目以内の者を進級とする。ただし、基礎教育系科目のうち外国語科目 2 単位以上、選択科目 4 単位以上の修得が必要である。</u> <u>2 年次：2 年次までに配当された必修科目のうち、不合格科目が 2 科目以内の者を進級とする。ただし、基礎教育系科目のうち外国語科目 4 単位以上、選択科目 8 単位以上の修得が必要である。</u> <u>3 年次：3 年次までに配当された全ての必修科目を修得した者を進級とする。</u> (3) 動物応用科学科の進級基準 (略) (編入学) 第 17 条 学則第 38 条に基づいて、獣医学部に編入学を志願する者は、<u>獣医保健看護学科及び動物応用科学科のみ受け付ける。</u> 2 前項に定める編入学を志願する者の資格は次のとおりとする。 (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者 (2) 学部教授会で前号に相当すると認めた者 3 入学許可は、教授会の意見を聴いて学長が行う。 4 編入年次は、2 年次とする。 5 第 2 項により入学を許可された者の、入学する前に在学していた大学の既修得単位を、<u>獣医保健看護学科にあつては基礎教育系科目 34 単位に限り、動物応用科学科にあつては基礎教育系科目群 37 単位に限り、これを修得単位として認めることができる。</u>	(1) 獣医学科の進級基準 (略) (追加) (2) 動物応用科学科の進級基準 (略) (編入学) 第 17 条 学則第 38 条に基づいて、獣医学部に編入学を志願する者は、動物応用科学科のみ受け付ける。 2 前項に定める編入学を志願する者の資格は次のとおりとする。 (1) 大学を卒業した者又は卒業見込みの者 (2) 学部教授会で前号に相当すると認めた者 3 入学許可は、教授会の意見を聴いて学長が行う。 4 編入年次は、2 年次とする。 5 第 2 項により入学を許可された者の、入学する前に在学していた大学の既修得単位を、基礎教育系科目群 37 単位に限りこれを修得単位として認めることができる。

新	旧
6 前項の定めにかかわらず、英語科目が第8条に規定する履修単位に満たない場合は不足の単位の修得を必要とする。 7 学則第38条第2項に基づき、入学後の修業年限は、学則第18条に準ずるものとする。 8 学則第38条第2項に基づき、入学後の在学年限は、第4条に準ずるものとする。 9 選考の要領は、別に定める。 (転学部及び転学科) 第18条 学則第39条に基づき転学部又は転学科を願い出た者は、選考の上、学長が許可することがある。 2 前項の出願資格は次の条件を満たすものとする。 (1) 獣医学科 ① 獣医学科に転学部又は転学科できる者は、出願時現在、所属する学科の1年次に在籍する者であること。 ② 出願時には、所属する学科の1年次に配当された必修科目、当該学科1年次進級要件を満たす選択必修科目及び選択科目の単位を全て修得見込みであり、かつ、履修可能な英語科目及び第二外国語科目の単位を全て修得見込みであること。<u>ただし、獣医保健看護学科においては第二外国語科目は除くものとする。</u> (2) <u>獣医保健看護学科</u> ① <u>獣医保健看護学科に転学部又は転学科する者は、現在所属する学科の2年次から3年次に在籍する者であること。ただし、現在所属する学科が獣医学科の者は、2年次から4年次に在籍中のものとする。</u>	6 前項の定めにかかわらず、英語科目が第8条に規定する履修単位に満たない場合は不足の単位の修得を必要とする。 7 学則第38条第2項に基づき、入学後の修業年限は、学則第18条に準ずるものとする。 8 学則第38条第2項に基づき、入学後の在学年限は、第4条に準ずるものとする。 9 選考の要領は、別に定める。 (転学部及び転学科) 第18条 学則第39条に基づき転学部又は転学科を願い出た者は、選考の上、学長が許可することがある。 2 前項の出願資格は次の条件を満たすものとする。 (1) 獣医学科 ① 獣医学科に転学部又は転学科できる者は、出願時現在、所属する学科の1年次に在籍する者であること。 ② 出願時には、所属する学科の1年次に配当された必修科目、当該学科1年次進級要件を満たす選択必修科目及び選択科目の単位を全て修得見込みであり、かつ、履修可能な英語科目及び第二外国語科目の単位を全て修得見込みであること。 (追加)

新	旧
<u>のであること。</u> ② <u>出願時には、所属する学科の当該年次に配当された必修科目及び進級に必要な選択必修科目並びに選択科目の単位を全て修得見込みであること。</u> (3) 動物応用科学科 ① 動物応用科学科に転学部又は転学科する者は、現在所属する学科の2年次に在籍する者であること。ただし、現在所属する学科が獣医学科の者は、2年次から4年次に在籍中のものであること。 ② 出願時には、所属する学科の2年次に配当された必修科目、当該学科2年次進級要件を満たす<u>必修科目</u>、<u>選択必修科目</u>及び<u>選択科目</u>の単位を全て修得見込みであること。ただし、獣医学科から動物応用科学科に転学科を願い出る者は、選択必修科目の英語科目の2単位を修得見込みであること。 3 転学部又は転学科の許可は教授会の意見を聴いて学長が行う。 4 転学部又は転学科を許可された者は、獣医学科にあっては1年次、<u>獣医保健看護学科及び動物応用科学科</u>にあっては2年次に学籍を移すこととする。 5 修業年限及び在学年限は前条第7項及び第8項に準ずる。 6 転学部又は転学科を許可された者は、在学していた学部又は学科の既修得単位を、転学部又は転学科した学科の授業科目に相当する修得単位として認めることができる。 7 選考の要領は、別に定める。 (再入学) 第19条 (略)	(2) 動物応用科学科 ① 動物応用科学科に転学部又は転学科する者は、現在所属する学科の2年次に在籍する者であること。ただし、現在所属する学科が獣医学科の者は、2年次から4年次に在籍中のものであること。 ② 出願時には、所属する学科の2年次に配当された必修科目、当該学科2年次進級要件を満たす<u>選択必修科目</u>及び<u>選択科目</u>の単位を全て修得見込みであること。ただし、獣医学科から動物応用科学科に転学科を願い出る者は、選択必修科目の英語科目の2単位を修得見込みであること。 3 転学部又は転学科の許可は教授会の意見を聴いて学長が行う。 4 転学部又は転学科を許可された者は、獣医学科にあっては1年次、動物応用科学科にあっては2年次に学籍を移すこととする。 5 修業年限及び在学年限は前条第7項及び第8項に準ずる。 6 転学部又は転学科を許可された者は、在学していた学部又は学科の既修得単位を、転学部又は転学科した学科の授業科目に相当する修得単位として認めることができる。 7 選考の要領は、別に定める。 (再入学) 第19条 学則第44条に基づき、学長が再入学を許可することがある。

新	旧
<u>獣医保健看護学科</u> <u>基礎教育系科目 必修 16 単位</u> <u>専門共通系科目 必修 96 単位</u> <u>基礎教育系科目</u> } <u>選択 12 単位以上</u> <u>専門共通系科目</u> } <u>ただし、探求・研究科目から</u> <u>2 単位以上</u> 動物応用科学科（略） (2) 在学期間における GPA が学長が別に定める基準以上 2 前項の定めにかかわらず、第 2 号の要件を満たしていない者については、別に定める試験に合格することで、これに代えることができる。 (雑則) 第 22 条 (略) (規則の改廃)	(追加) 動物応用科学科 基礎教育系科目群 37 単位以上 専門基礎科目群 専門共通系科目群 動物生命科学系科目群 動物人間関係学系科目群 } 87 単位以上 計 124 単位以上 (2) 在学期間における GPA が学長が別に定める基準以上 2 前項の定めにかかわらず、第 2 号の要件を満たしていない者については、別に定める試験に合格することで、これに代えることができる。 (雑則) 第 22 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教授会の意見を聴いて学長が定める。 (規則の改廃)

新	旧
第 23 条 (略) <u>附 則</u> <u>この規則は、令和 5 年 2 月 28 日に改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 23 条 この規則の改廃は、教授会及び教育研究会議の意見を聴いて学長が行う。 (追加)

改正								現行							
(略)								別表第1 獣医学科 年次別・学期別配置表							
別表第2 獣医保健看護学科授業科目 年次別・学期別配置表								(追加)							
区分	授業科目	単位数	1年次 前 後	2年次 前 後	3年次 前 後	4年次 前 後	備考								
科人文 学系・社 会科 目会	心理学	②	②												
	社会学	②		②											
	社会統計学	②		②											
自然 科学 系 科 目	化学	2	2												
	生物学	2	2												
	生物学実習	①	①												
	ライフサイエンスの数学	②	②												
	コンピュータ基礎演習	①	①												
	地球共生論	2	2												
	有機化学	2	2												
	化学実験	①	①												
科外国 語 目	基礎科学英語	2	2												
	獣医看護実践英語	2	2												
科 目 リ ア	キャリアデザイン基礎	1	1												
	キャリアデザイン応用	2			2										
	キャリアデザインフィールドスタディ	▲1	▲1												
科 目 保 育 健	基礎体育	②	②												
デ ン ス タ 科 目 サ イ エ	地球共生系データサイエンス演習Ⅰ	1	1												
	地球共生系データサイエンス演習Ⅱ	①		①											
	地球共生系データサイエンス演習Ⅲ	①			①										
	地球共生系サイエンスワーク	②			②										

改正								現行							
区分	授業科目	単位数	1年次 前 後	2年次 前 後	3年次 前 後	4年次 前 後	備考								
基礎動物学 学科目	動物形態機能学Ⅰ（解剖学・組織学Ⅰ）	2	2												
	動物形態機能学Ⅱ（解剖学・組織学Ⅱ）	2	2												
	動物形態機能学Ⅲ（生理学Ⅰ）	2	2												
	動物形態機能学Ⅳ（生理学Ⅱ）	2		2											
	生命倫理・動物福祉	2	2												
	動物行動学	2	2												
	比較動物学Ⅰ	2	2												
	比較動物学Ⅱ	2		2											
	動物栄養学Ⅰ	2		2											
	動物栄養学Ⅱ	2		2											
	動物愛護・適正飼養関連法規	1		1											
	動物看護関連法規	1			1										
	動物繁殖学	2		2	2										
基礎動物看護学 学科目	動物看護学概論	2	2												
	動物感染症学Ⅰ（細菌・真菌）	2	2												
	動物感染症学Ⅱ（免疫学、寄生虫学、ウイルス学（総論））	2		2											
	動物感染症学Ⅲ（ウイルス学（各論）、感染症学）	2		2											
	動物病理学	2		2											
	動物薬理学Ⅰ	2		2											
	動物薬理学Ⅱ	2			2										
	公衆衛生学Ⅰ（総論・環境衛生）	2			2										
臨床動物看護学 学科目	公衆衛生学Ⅱ（食品衛生）	2			2										
	動物内科看護学Ⅰ	2		2											
	動物内科看護学Ⅱ	2		2											
	動物内科看護学Ⅲ	2			2										
	動物外科看護学Ⅰ	2		2											
	動物外科看護学Ⅱ	2			2										
	動物臨床検査学	2		2											
	動物臨床看護学総論	2		2											
	動物医療コミュニケーション	2			2										
	動物臨床看護学各論Ⅰ	2			2										
	動物臨床看護学各論Ⅱ	2			2										
	動物臨床看護学各論Ⅲ	2			2										
	動物臨床看護学各論Ⅳ	2			2										
愛護・適正飼養学 学科目	愛玩動物学Ⅰ	2	2												
	愛玩動物学Ⅱ	2	2												
	人と動物の関係学	2	2												
	適正飼養指導論Ⅰ	2		2											
	適正飼養指導論Ⅱ	2		2											
	動物生活環境学	2			2										
	ペット関連産業概論	2			2										

改正								現行							
実験・実習科目	動物形態機能学・臨床検査学実習Ⅰ	1	1												
	動物形態機能学・臨床検査学実習Ⅱ	1		1											
	動物愛護・適正飼養学実習	2		2											
	臨床看護学実習Ⅰ	1			1										
	臨床看護学実習Ⅱ	1			1										
	臨床看護学実習Ⅲ	1			1										
	臨床看護学実習Ⅳ	1				1									
	臨床看護学実習Ⅴ	1				1									
	臨床看護学実習Ⅵ	1				1									
動物看護総合実習	4					4									
研究科目・卒業論文	専門ゼミⅠ	2				2									
	② 専門ゼミⅡ					②									
	④ 卒業論文					④									
選択科目	疫学概論	②					②								
	衛生行政学	②					②								
	総合動物看護学	④					④								

別表第3 動物応用科学科 年次別・学期別配置表
(略)

別表第2 動物応用科学科 年次別・学期別配置表 (略)															
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○麻布大学獣医学部教授会規則

〔平成3年10月7日〕
制 定

改正 平成12年3月23日 平成19年3月20日
平成23年3月3日 平成23年10月3日
平成27年3月17日 平成27年12月2日
平成28年8月5日 令和2年3月18日
令和5年2月28日

(趣旨)

第1条 この規則は、学校教育法第93条及び麻布大学（以下「本学」という。）学則第13条に基づき、本学獣医学部教授会（以下「教授会」という。）に関する事項について定める。

(組織)

第2条 教授会の構成員は、次のとおりとする。

(1) 獣医学科、獣医保健看護学科及び動物応用科学科の教授、准教授、講師及び助教の専任教員（以下「専任教員」という。）

(2) 附属動物病院に所属する専任教員

2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号の組織に所属する専任教員については、学長の決定に基づいて、教授会に所属するものとする。

(1) 附置生物科学総合研究所に所属する専任教員

(2) 教職課程を専任として担当する専任教員

(3) 寄附講座に所属する特任教員のうちで、教授の者

(4) 附属動物病院に所属する特任教員のうちで、教授の者

(招集及び議長)

第3条 教授会は、原則として毎月1回定例日に開催する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に開催することができる。

(1) 学部長が必要と認めたとき。

(2) 学長から開催請求があったとき。

(3) 専任教員の3分の1以上から附議すべき事項を示して、学長又は学部長に開催の請求があったとき。

2 教授会は、学部長がこれを招集し、議長となる。

(職務の代行)

第4条 学部長が事故その他の事由により職務遂行に支障が生じたときは、あらかじめ教

授会において定められた者が、その順序に従いこの規則に定める学部長の職務を代行する。

(教授会の成立)

第5条 教授会は、専任教員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

ただし、休暇、休業、休職、海外出張等及び6月以上にわたる長期欠勤の者はこの数に加えない。

2 第6条第2項第1号中、大学教育職員の採用候補者の選考及び承認候補者の選考については、表決権をもつ大学教育職員の3分の2以上の出席を必要とする。

(審議事項)

第6条 教授会は、学校教育法第93条第2項に基づき、次の各号に掲げる事項について、学長が決定するに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学部学生の入学、卒業及び課程の修了に関すること。

(2) 学士の学位の授与に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が定めるもの

2 教授会は、学校教育法第93条第3項に基づき、前項各号に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる次の各号に掲げる事項について審議し、及び学長又は学部長の求めに応じて、意見を述べるができるものとする。

(1) 学校法人麻布獣医学園人事規則に定める任用のうち、第2条に規定する教授会構成員である大学教育職員の採用候補者の選考及び昇任候補者の選考に関すること。

(2) 学校法人麻布獣医学園人事規則に定める任用のうち、第2条に規定する教授会構成員である大学教育職員の所属研究室の配置換えに関すること。

(3) 獣医学部長の候補者の選考に関すること。

(4) 獣医学部の教育課程の編成に関すること。

(5) 獣医学部の教育課程の実施、単位の認定に係る試験の実施及び授業科目の履修に関すること。

(6) 学生の退学、留学及び休学に関すること。

(7) その他学部長が必要と認めた事項

(審議結果)

第7条 教授会として審議の結果を得るには、出席専任教員の過半数の賛成又は反対の意見によって成立する。ただし、賛成及び反対の意見が同数のときには、学部長が決定する。

- 2 第5条第2項に関する表決は、賛否のいずれかに印を付ける無記名投票によってこれを行い、表決権を有する専任教員の3分の2が投票したとき、投票が成立するものとする。
- 3 前項に規定された、賛否のいずれかに印を付けていないものは、これを無効とする。
- 4 第2項の投票による審議の結果を得るには、投票総数の3分の2以上の賛成又は反対の意見によって成立する。
- 5 第2項の表決権を有する専任教員とは、教授の人事にあつては教授のみとし、准教授の人事にあつては准教授以上の者とし、講師の人事にあつては講師以上の者とし、助教の人事にあつては全ての専任教員とする。

(規則の改廃)

第8条 本規則の改廃は、教授会の意見を聴いて学長が行う。

(議事録)

第9条 教授会に報告した事項及び審議した事項は、議事録に記載して保管する。

(事務)

第10条 教授会の事務は、教務部教務課が行う。

附 則

この規則は、平成3年10月7日から施行する。

附 則

この規則は、平成12年3月23日に改正し、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年3月20日に改正し、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年3月3日に改正し、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月3日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年3月17日に改正し、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年12月2日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年8月5日に改正し、同日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年3月18日に改正し、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年2月28日に改正し、令和6年4月1日から施行する。